

横浜市

戸塚駅周辺地区

バリアフリー基本構想





# 目 次

1. バリアフリー基本構想の策定にあたって .....	1
(1) 基本構想策定の背景と目的 .....	1
(2) 基本構想の位置づけ .....	2
(3) バリアフリー新法について .....	3
2. 戸塚駅周辺の概況 .....	5
2-1. 位置及び特性 .....	5
2-2. 人 口 .....	6
2-3. 公共交通機関 .....	7
(1) 鉄 道 .....	7
(2) バ ス .....	9
2-4. 施設の分布状況 .....	9
2-5. まちづくりの方向 .....	11
2-6. 関連プロジェクト .....	13
(1) 関連計画 .....	13
(2) 戸塚駅周辺のこれまでの経過と今後の予定 .....	20
3. 対象者の特性と配慮すべき事項 .....	21
4. まち歩き点検ワークショップの概要 .....	25
(1) 目 的 .....	25
(2) 実施概要 .....	25
(3) 指摘事項のまとめ .....	26
5. 重点整備地区及び生活関連施設・経路 .....	33
5-1. 重点整備地区の区域及び主要施設と主要経路の検討 .....	33
(1) 主要施設の選定 .....	33
(2) 主要経路の設定 .....	35
(3) 重点整備地区の区域の設定 .....	35

5-2. 重点整備地区の現状と課題.....	39
(1) 鉄道駅・バスターミナル.....	40
(2) 主要経路.....	44
(3) 主要施設.....	55
5-3. 生活関連施設及び生活関連経路の検討.....	59
(1) 生活関連施設の設定.....	59
(2) 生活関連経路の設定.....	59
(3) バリアフリー化が必要とされる歩行者軸について.....	59
6. 戸塚駅周辺地区のバリアフリー化のための事業.....	63
6-1. 事業の基本的な考え方.....	63
(1) 鉄道駅のバリアフリー化.....	63
(2) 道路等のバリアフリー化.....	65
(3) 交通安全施設等のバリアフリー化.....	66
(4) バスのバリアフリー化.....	66
(5) 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化.....	66
6-2. 特定事業及びその他の事業.....	67
(1) 公共交通特定事業.....	69
(2) 道路特定事業.....	71
(3) 交通安全特定事業.....	74
(4) 建築物特定事業.....	74
(5) その他の事業.....	75
6-3. 今後検討が必要な事項.....	81
(1) 工事中の歩行者に対するバリアフリー対策について.....	81
(2) 市街地再開発事業及び土地区画整理事業と バリアフリー基本構想に基づく事業の整合について.....	81
(3) 経路と建築物等間のバリアの調整.....	82
(4) バスセンター前交差点における歩行者動線の考え方について.....	82
7. 基本構想策定後の事業推進にあたって.....	83
(1) 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施.....	83
(2) 特定事業の進捗管理及び事業の評価.....	83
(3) 進捗状況及び事業内容の広報.....	83
(4) 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し.....	84

## ※用語の定義

『主要施設』とは、高齢者、障害者等を含む多くの市民が利用する施設及び主として高齢者、障害者等が利用する通所型の施設で、その施設へ至る手段が主に徒歩による施設とする。

『主要経路』とは、鉄道駅等の特定旅客施設と主要施設または主要施設相互間を結ぶ経路、あるいは商店街や鉄道駅と周辺地域を結ぶ歩行者の主動線など、日常的に多くの市民が利用する経路で、歩行者の安全かつ円滑な移動の実現に配慮する必要があると考えられる経路とする。

『重点整備地区』とは、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区であって、その区域は、主要施設と主要経路を含む範囲で、ある程度整形なまとまりに配慮して設定する。また、その境界は、できる限り町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

『生活関連施設』とは、主要施設のうち、相当数の高齢者、障害者等が利用する施設で、当該施設または当該施設に至る経路について、特に移動等円滑化に配慮されている必要性が高い施設とする。なお、鉄道駅及びバスターミナル等の特定旅客施設や駐車場等も含むものとする。

『生活関連経路』とは、主要経路のうち、相当数の高齢者、障害者等が利用する、生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化されている必要性が高い経路とする。なお、生活関連経路は、道路整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次の2つに区分する。

### ○生活関連経路（A）

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準に沿った整備を実施する経路、または、現時点において横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動等に特に支障のない経路

### ○生活関連経路（B）

生活関連経路のうち、経路の道路機能・役割及び市街化の状況や地形の状況等の制約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）



## 1. バリアフリー基本構想の策定にあたって

### (1) 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるために、平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、さまざまな取り組みを進めてきた。

また、平成12年5月に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」により駅等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間のバリアフリー化が推進され、一方で平成6年6月に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」により不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000 m<sup>2</sup>）以上の建築物のバリアフリー化が義務づけられてきたところであるが、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年6月21日に公布され、平成18年12月20日に施行された。

バリアフリー新法においては、市町村が主体となり、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設が所在するある一定の地区を対象に、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めるための基本的な計画である「基本構想」を作成することができると定められている。

さらに、本市においては、平成14年度から平成18年度までの5カ年間を計画期間とした「横浜市中期政策プラン」が、「民の力が存分に発揮される都市・横浜」の実現を基本目標に、市政運営における政策面での基本的な指針とするために平成14年12月に策定された。このプランにおける重点戦略の一つである「地域でつくる魅力あるまち」において、「安全で便利な地域の生活環境の形成」が掲げられ、まちのバリアフリー化を推進することが規定されている。

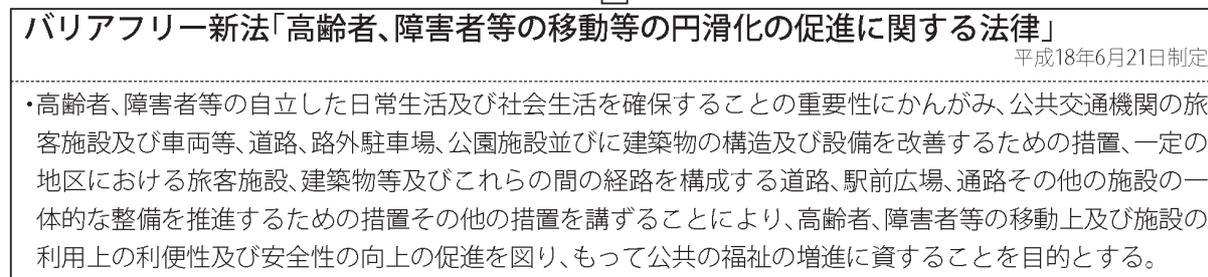
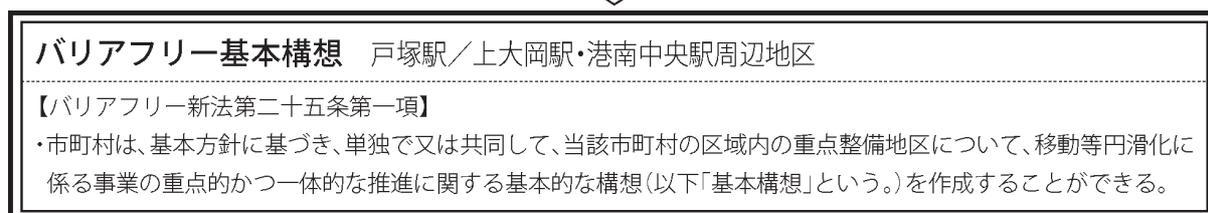
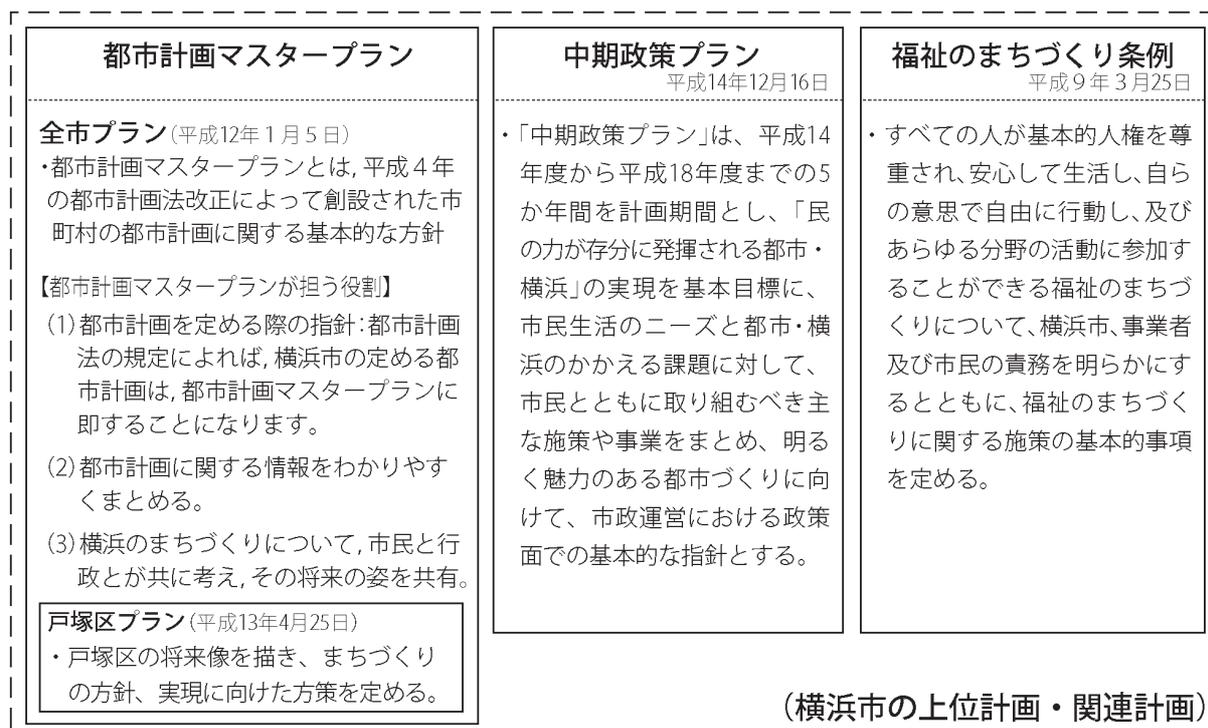
これらを踏まえ、「横浜市都市計画マスタープラン・戸塚区プラン」において横浜市南西部の拠点として位置づけられ、行政、福祉、商業施設などが多く立地している戸塚駅周辺地区を対象として、移動等円滑化基本構想を策定する。

具体的には、戸塚駅を中心とする徒歩圏について重点整備地区を設定し、駅から公的施設等までの円滑な移動等を実現し、移動の利便性および安全性の向上を促進することを目的とする。

## (2) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、関連する法令や条例、横浜市の上位・関連計画と整合を図った構想とする。

図 1-1 基本構想の位置づけ



### (3) バリアフリー新法について

交通バリアフリー法は、駅等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間のバリアフリー化を対象としてきた。一方、建築物のバリアフリー化は、ハートビル法によって推進されてきた。これらの2つの法律を統合・拡充したバリアフリー新法が、平成18年6月21日に公布され、平成18年12月20日に施行された。

バリアフリー新法は、ハートビル法と交通バリアフリー法で定められていた内容を踏襲しつつ、2つの法律では措置されていなかった新たな内容が盛り込まれている。その内容は次のとおりである。

#### 1) 対象者の拡充：

身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害など、全ての障害者を対象

#### 2) 対象施設の拡充：

これまでの建築物、公共交通機関及び道路に、路外駐車場・都市公園等を追加

#### 3) 基本構想制度の拡充：

バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、旅客施設を含まない地域にまで拡充

#### 4) 基本構想策定の際の当事者参加：

基本構想策定時の協議会制度を法定化。また、住民などからの基本構想の作成提案制度を創設

#### 5) ソフト施策の拡充：

バリアフリー施策の持続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」を導入。また、国民一人一人の「心のバリアフリー」の促進

# ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

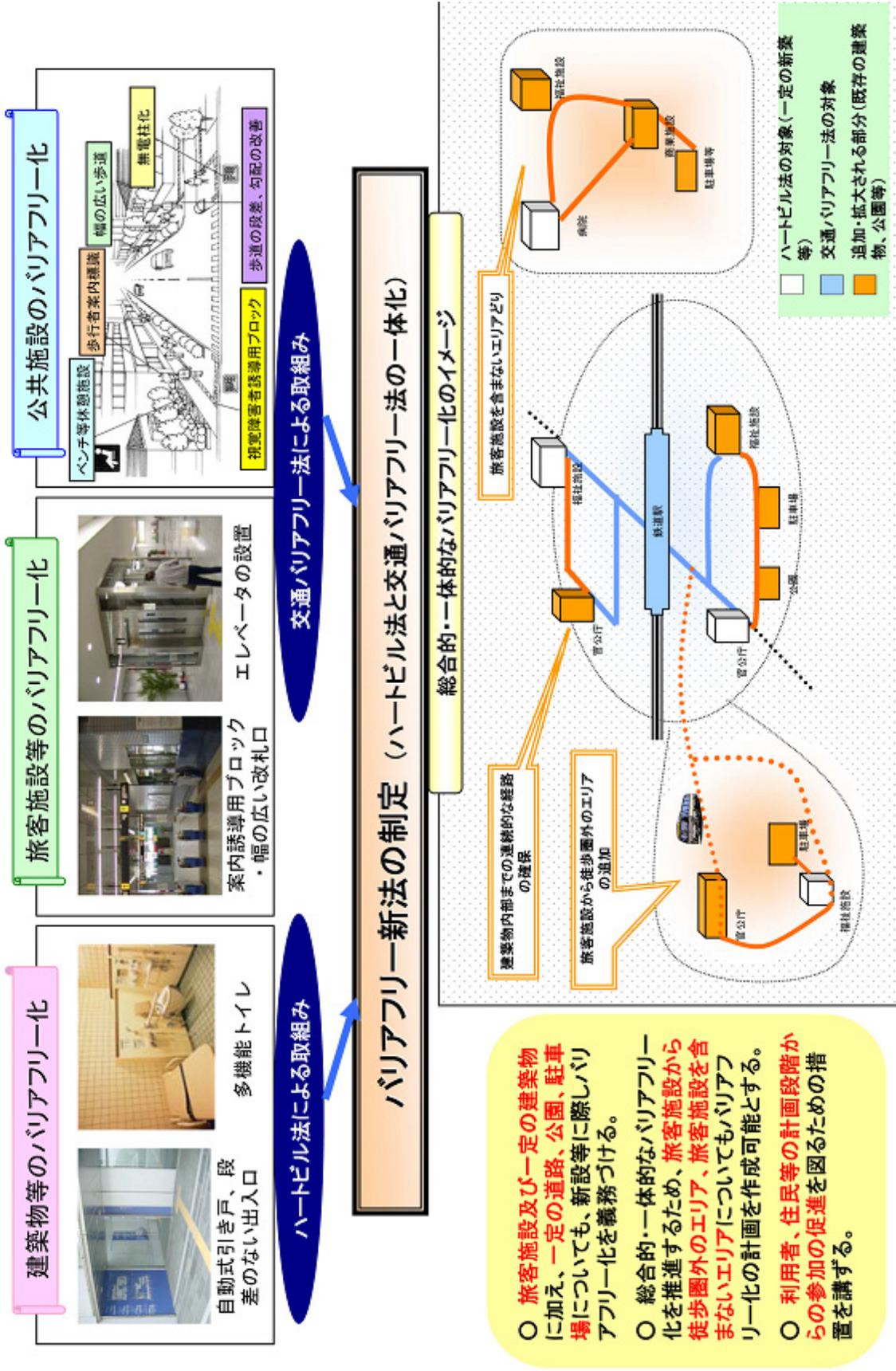


図 1-2 バリアフリー新法のイメージ

## 2. 戸塚駅周辺の概況

### 2-1. 位置及び特性

戸塚駅周辺は、横浜市の中心部より南西に約 11km の戸塚区のほぼ中央部に位置している。戸塚駅周辺は、東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）の東海道本線、横須賀線、横浜市営地下鉄線の 3 線が結節する戸塚駅を中心とし、利便性の高い、人の多く集まる地域である。また、都市拠点として商業、業務、文化施設など多彩な機能を集積することとされている地区でもある。

図 2-1 戸塚区の位置

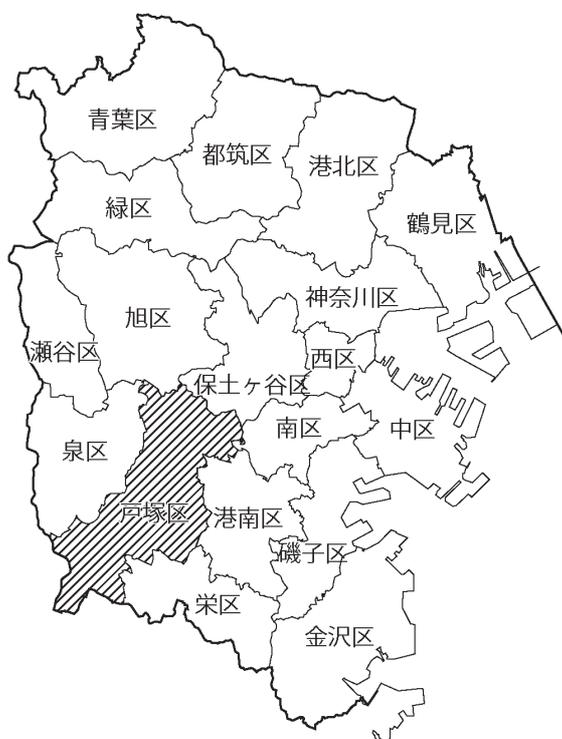
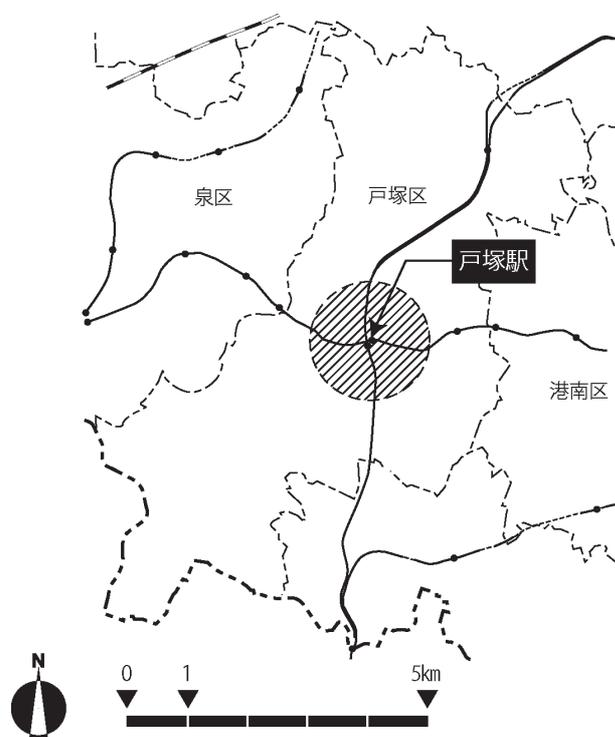


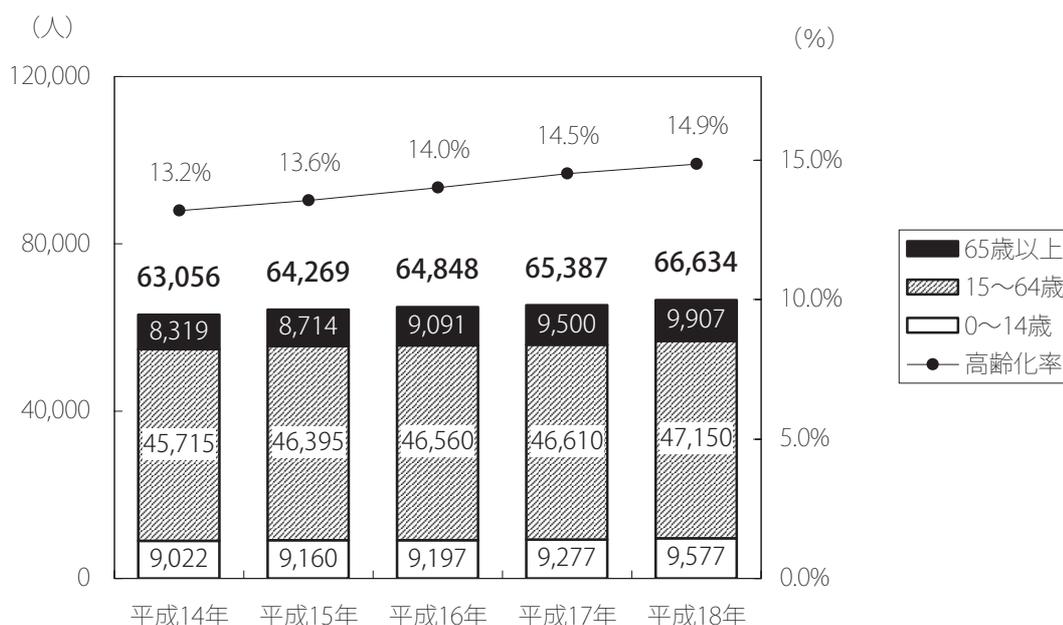
図 2-2 戸塚駅周辺の位置



## 2-2. 人口

戸塚駅周辺の人口は、平成 18 年 3 月 31 日現在 66,634 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 9,907 人、高齢化率は 14.9% である。人口の推移をみると、平成 14 年の 63,056 人から 5.7% 増加している。また、高齢化率も平成 14 年の 13.2% から 1.7 ポイント上昇している。

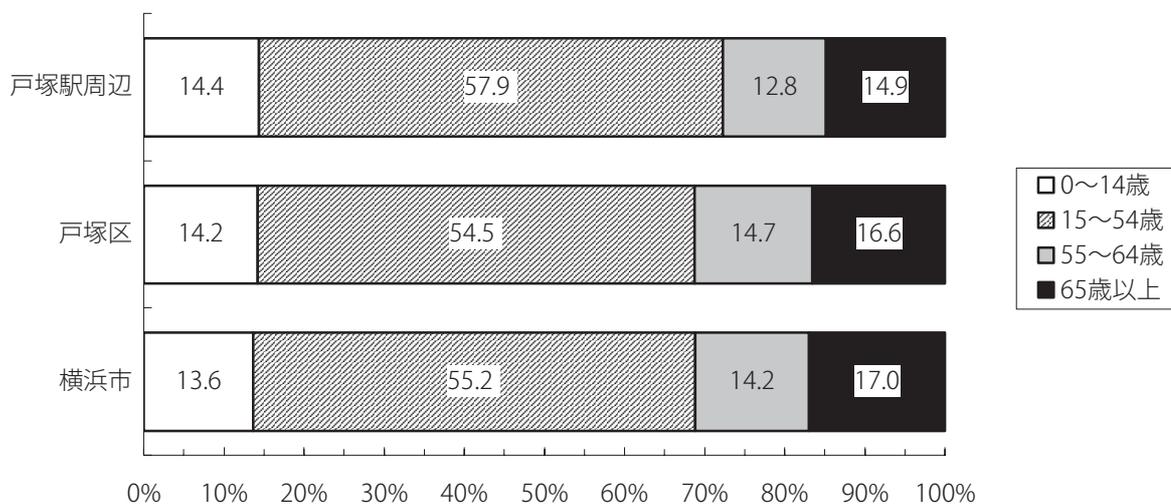
図 2-3 戸塚駅周辺の人口推移



資料) 統計でみる横浜 (各年 3 月 31 日現在)

注: ここで戸塚駅周辺は、戸塚駅から概ね半径 1 km の範囲に含まれる、上倉田町、戸塚町、矢部町、吉田町とした。

図 2-4 年齢別人口構成比



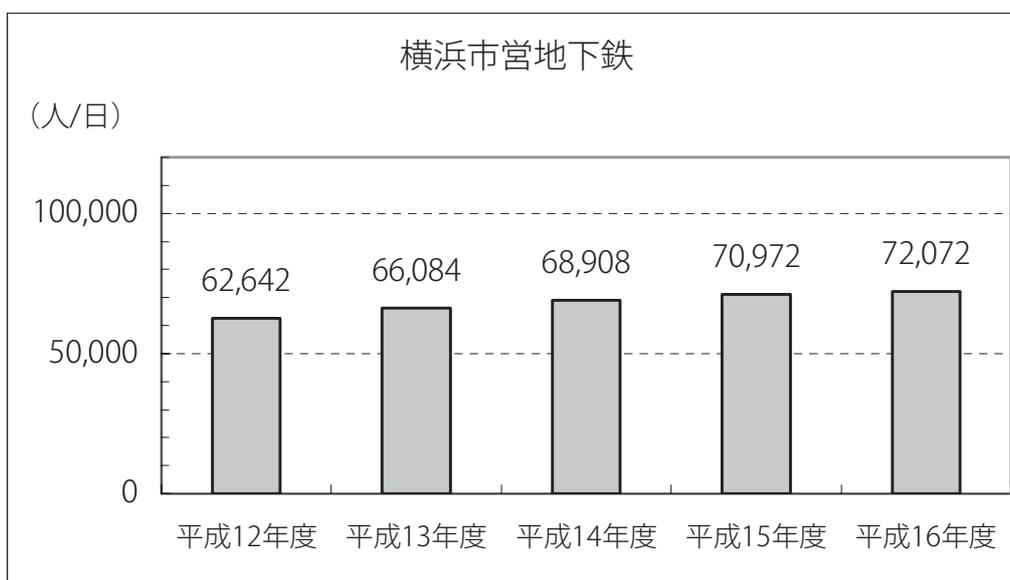
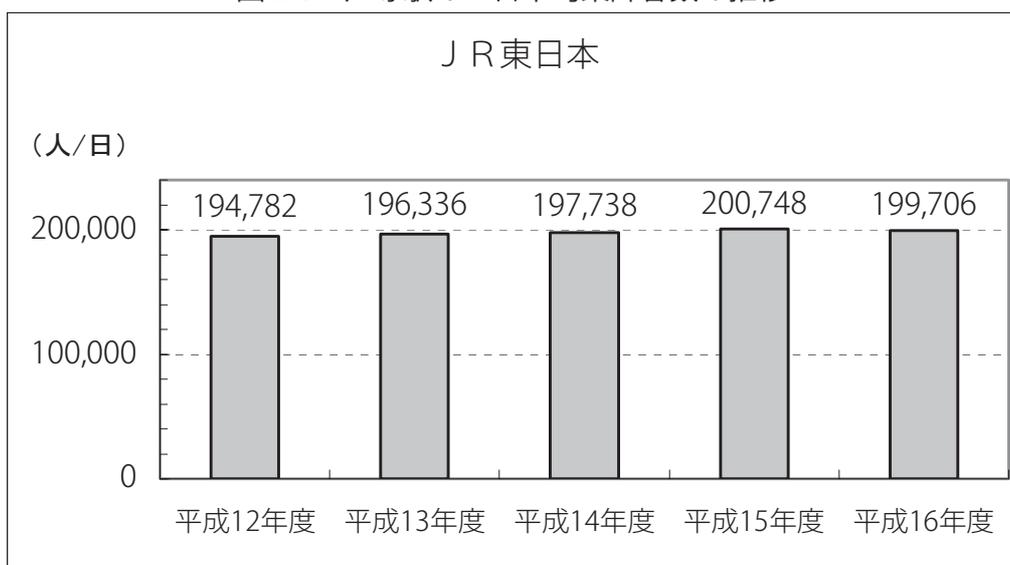
資料) 統計でみる横浜 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

## 2-3. 公共交通機関

### (1) 鉄 道

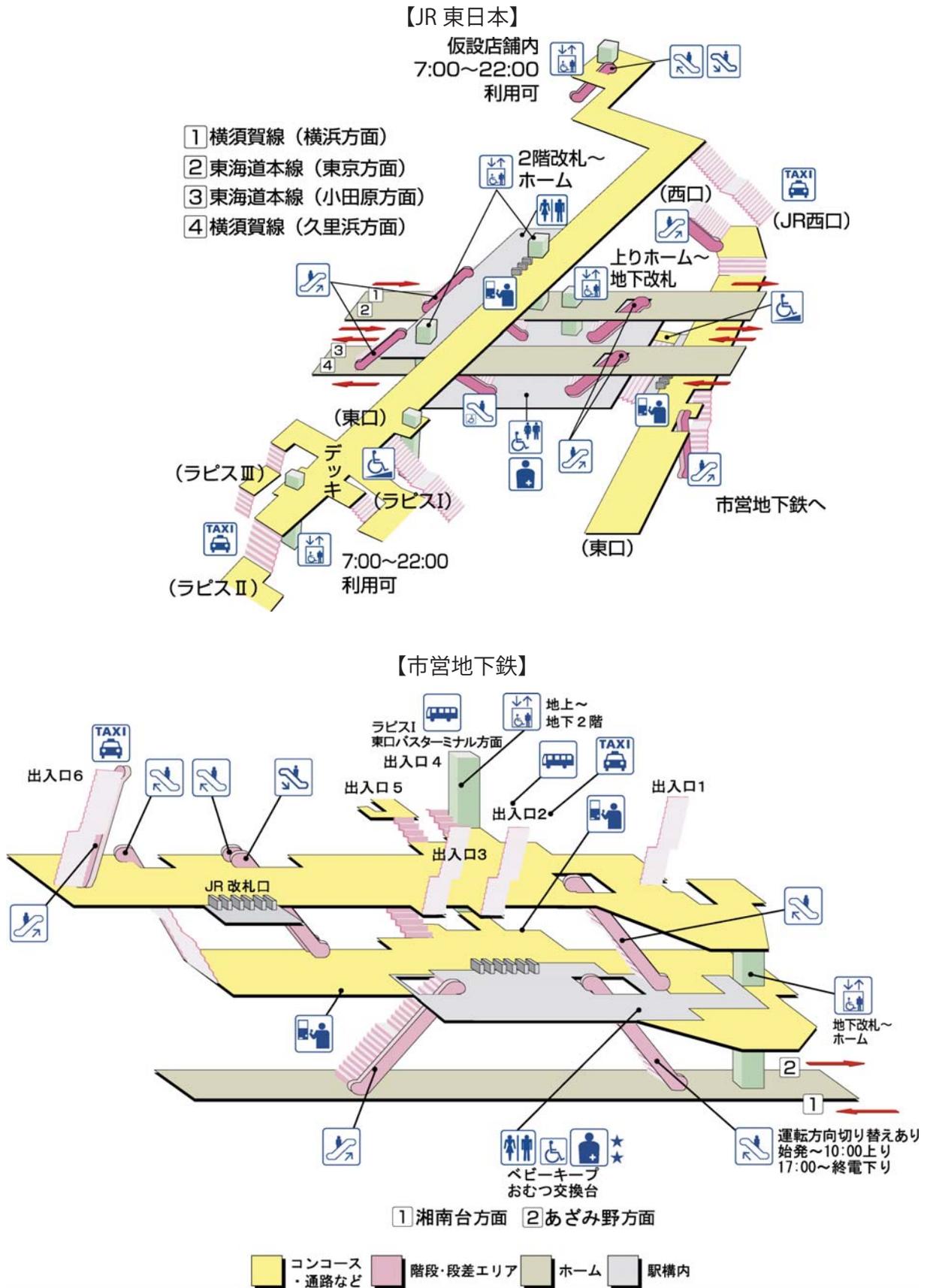
戸塚駅には、ＪＲ東日本の東海道本線と横須賀線「戸塚駅」及び横浜市営地下鉄「戸塚駅」の２駅がある。２駅の日平均乗降客数は、ＪＲ東日本が約 200,000 人／日、横浜市営地下鉄が約 72,000 人／日となっている。

図 2-5 戸塚駅の日平均乗降客数の推移



資料) 神奈川県 交通関係資料集

図 2-6 戸塚駅の状況



資料) 横浜市 HP

## (2) バス

戸塚駅周辺の路線バスは、神奈川中央交通、横浜神奈交バス及び江ノ電バス横浜により運行されている。ほとんどの路線が戸塚駅を起終点としており、戸塚駅東口より28系統が発着している。また、戸塚西口第2バスターミナルと戸塚バスセンターが戸塚駅周辺にあり、戸塚西口第2バスターミナルより5系統、戸塚バスセンターより16系統が発着している（図2-7参照）。

### 2-4. 施設の分布状況

戸塚駅から概ね半径1kmの範囲にある主要な施設は、表2-1に示すとおりである。

戸塚駅のすぐ近くには、商業施設が集まっており、戸塚駅の南側約500mの位置に戸塚区役所、福祉保健センターなどの行政施設があるほか、南側約300mの位置に戸塚公会堂、戸塚図書館などの文化施設がある。また、戸塚駅の南側約300mの位置に戸塚共立第1病院、北側約600mの位置に戸塚共立第2病院など医療施設が立地している（図2-7参照）。

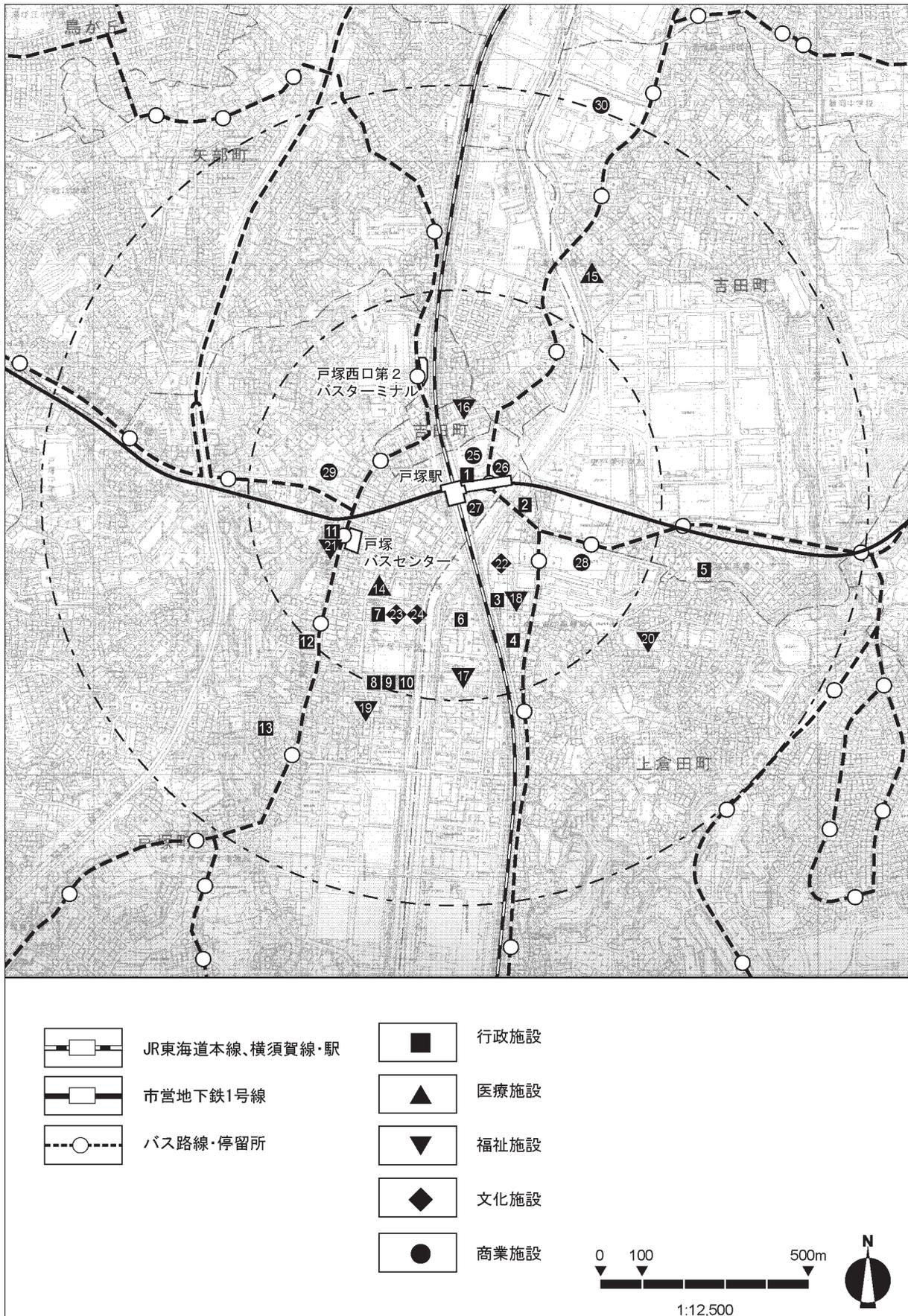
表2-1 戸塚駅周辺の主要施設

種別	施設名称	施設数
行政施設	1)戸塚駅行政サービスコーナー(0m) 2)年金相談サービスセンター(150m) 3)県税事務所(300m) 4)水道局戸塚営業所(400m) 5)戸塚税務署(650m) 6)フォーラム(300m) 7)戸塚地区センター(300m) 8)戸塚区役所(500m) 9)福祉保健センター(500m) 10)南部農政事務所(500m) 11)戸塚郵便局(300m) 12)戸塚消防署(500m) 13)戸塚公共職業安定所(750m)	13
医療施設	14)戸塚共立第1病院(300m) 15)戸塚共立第2病院(600m)	2
福祉施設	16)Begin(小規模通所授産施設)(200m) 17)上倉田地域ケアプラザ(450m) 18)中途障害者地域活動センター・とつかわかば(300m) 19)戸塚区社会福祉協議会(550m) 20)くらは戸塚(550m) 21)横浜戸塚就労援助センター(350m)	6
文化施設	22)戸塚スポーツセンター(200m) 23)戸塚公会堂(300m) 24)戸塚図書館(300m)	3
商業施設	25)ラピス1(50m) 26)ラピス2(100m) 27)ラピス3(50m) 28)サンテラス・ユニー戸塚店(300m) 29)旧西友戸塚店(300m) 30)ダイエー戸塚店(1000m)	6

注) 表中の施設の番号は、図2-7番号と同じである。

( )内の数字は、戸塚駅からの直線距離(単位:m)である。

図 2-7 戸塚駅周辺地区の現況



## 2-5. まちづくりの方向

戸塚駅周辺地区のまちづくりの目標は、「横浜市都市計画マスタープラン・戸塚区プラン（平成13年4月）」において、次のように定められている。（以下は戸塚区プランの抜粋）

### 《まちづくりの目標》

- 利用しやすいターミナル駅にします
- 公共公益・文化施設がある便利なまちにします
- 多様な機能が集積し、にぎわいのあるまちなみをつくります
- 誰もが歩きやすいバリアフリーのまちにします
- 東西が一体となり発展するまちにします

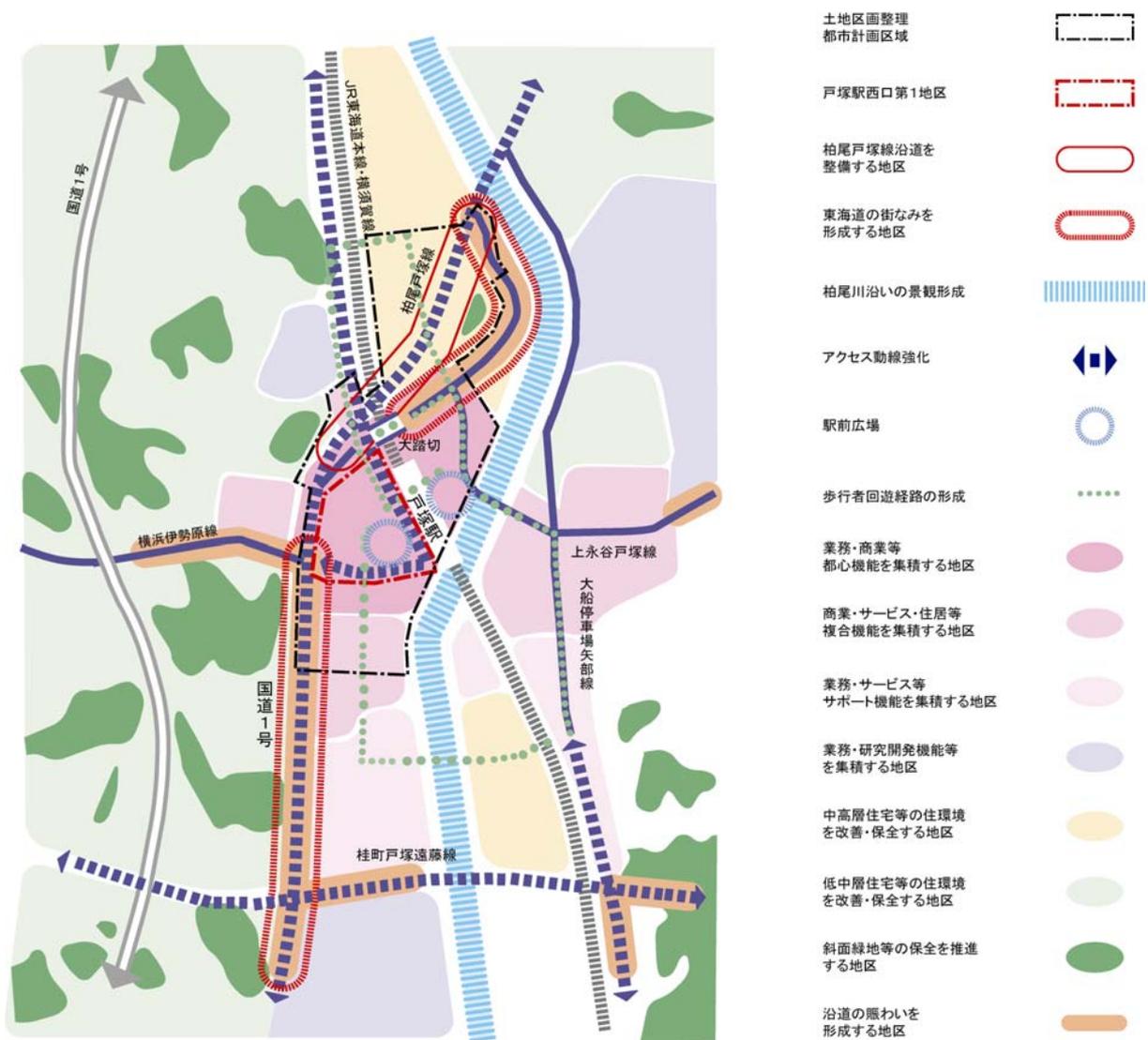
### 《実現に向けた取り組み》

- 1) 西口第1地区の市街地再開発事業の推進
  - ・ 核店舗を含めた多様な商業施設の集積
  - ・ 歩きやすく、賑わいのある歩行者動線の整備
  - ・ 市民文化ホールの整備
  - ・ 公共公益施設の整備
  - ・ 交通広場、自転車駐車場等の整備
- 2) 多様な市街地整備の推進
  - ・ 土地区画整理事業の都市計画決定区域について、地域特性に応じた市街地整備を進め、計画的な都市基盤施設の整備や賑わいのある個性豊かな街並みの形成を図る。
- 3) 周辺の道路整備の推進
  - ・ 東西一体化のための柏尾戸塚線（横浜伊勢原線～大橋）の整備
  - ・ 市道上矢部第471・390号線（第2バスセンター～蔵坪交差点～富士橋）、県道大船停車場矢部線等の整備
  - ・ 柏尾戸塚線（横浜伊勢原線～八坂神社前）、桂町戸塚遠藤線（下永谷大船線～八坂神社前）の整備
  - ・ 大踏切部の歩行者横断施設等の整備
- 4) 国道1号の街並みづくり
  - ・ 東海道の面影を残した国道1号について、歴史・文化のある商業空間づくりを目指す。

《バリアフリーに関する基本方針》

- ノンステップバスの導入
- 市街地整備とあわせて誰もが安全で歩きやすく、連続性のある歩行空間の整備
- 駅周辺道路の改良及び歩道の整備

図 2-8 戸塚駅周辺地区構想図



資料) 横浜市都市計画マスタープラン・戸塚区プラン

## 2-6. 関連プロジェクト

### (1) 関連計画

#### ① 戸塚駅周辺地区中心市街地活性化基本計画

戸塚駅周辺の関連計画として、「戸塚駅周辺地区中心市街地活性化基本計画」によりまちづくりの基本方針が次のように示されている。

#### ■活性化の基本的方向

まちづくりのコンセプト

「人と人とのふれあい・出会いを大切にした、生活のまち 戸塚」

#### ■基本方針と活性化のための事業

(基本方針1) 広域交通基盤の整備
駅東西の連絡を強化する道路整備を行うとともに、広域から駅へのアクセス強化のために駅前広場や関連道路を整備します。 ●東西を結ぶ道路整備 ●駅東西の交通機能の強化
(基本方針2) 賑わい拠点・遊歩空間の形成
駅前には、副都心にふさわしい機能を強化するとともに、駅周辺の文化施設や商業施設をつなぎ、界隈性のある回遊ネットワークを形成します。 ●駅東西歩行ネットワークの形成 ●多様な商業・業務機能の強化 ●まちの賑わいづくり ●商店街・個店の特色づくり
(基本方針3) 歴史・自然・文化を活かした戸塚らしさの醸成
旧東海道宿駅としての歴史や柏尾川の自然景観など、地域資源を活かした戸塚らしいまちづくりを市民と協働して進めます。 ●歴史シンボル軸の再生活用 ●水辺景観軸の形成 ●緑道・広場・緑地の創出 ●(仮称)市民文化ホールの整備・文化関連施設のネットワーク
(基本方針4) 組織・人・仕組みづくり
開発事業などに伴う商店街の強化支援や、駅東西の横断的なまちづくりネットワークを構築します。 ●地域の横断的なまちづくりネットワーク ●商店街組織の強化支援

② 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業

横浜市では、戸塚駅西口において、交通広場などの都市基盤整備や商業・文化機能等の強化を図り、都市拠点にふさわしいまちづくりを実現するために、平成9年3月に戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業の事業計画の決定を行った。しかし、昨今の社会経済状況の変化や戸塚駅西口の現状を踏まえた戸塚駅西口にふさわしいまちづくりを実現するために、平成15年10月にそれまでの計画の再検討を行うことを決め、平成16年3月にとりまとめた再検討案をベースに地元権利者や駅利用者等の意向を踏まえた再検討案をとりまとめ、平成18年5月に都市計画が変更されている。

【戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業の概要】

事業の名称：戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業

施 行 者：横浜市

区域と面積：戸塚区戸塚町、吉田町、上倉田町の一部（約4.3ha）

施設建築物：商業施設、公益施設（区役所・ホール）、個別活用ビル

公 共 施 設：3・3・19 横浜伊勢原線(第1交通広場合む)、3・4・7 柏尾戸塚線、3・3・51 戸塚駅前線、第2交通広場、中央プロムナード、戸塚駅西口自転車駐車場（第1、第2）

図 2-9 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業 施設計画図



【戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業の今後の予定】

平成22年春完成予定：共同ビルゾーン（水色）、個別活用ゾーン（オレンジ色）、第1交通広場（紫色）、横浜伊勢原線・柏尾戸塚線(国道1号)・戸塚駅前線（黄緑色）

平成23年春供用開始予定：戸塚駅前線（桃色）、駅前バス降場運用開始（オレンジ網かけ）

平成24年秋完成予定：公益施設ゾーン・第2交通広場（緑色）

図 2-10 年度別完成予定箇所図

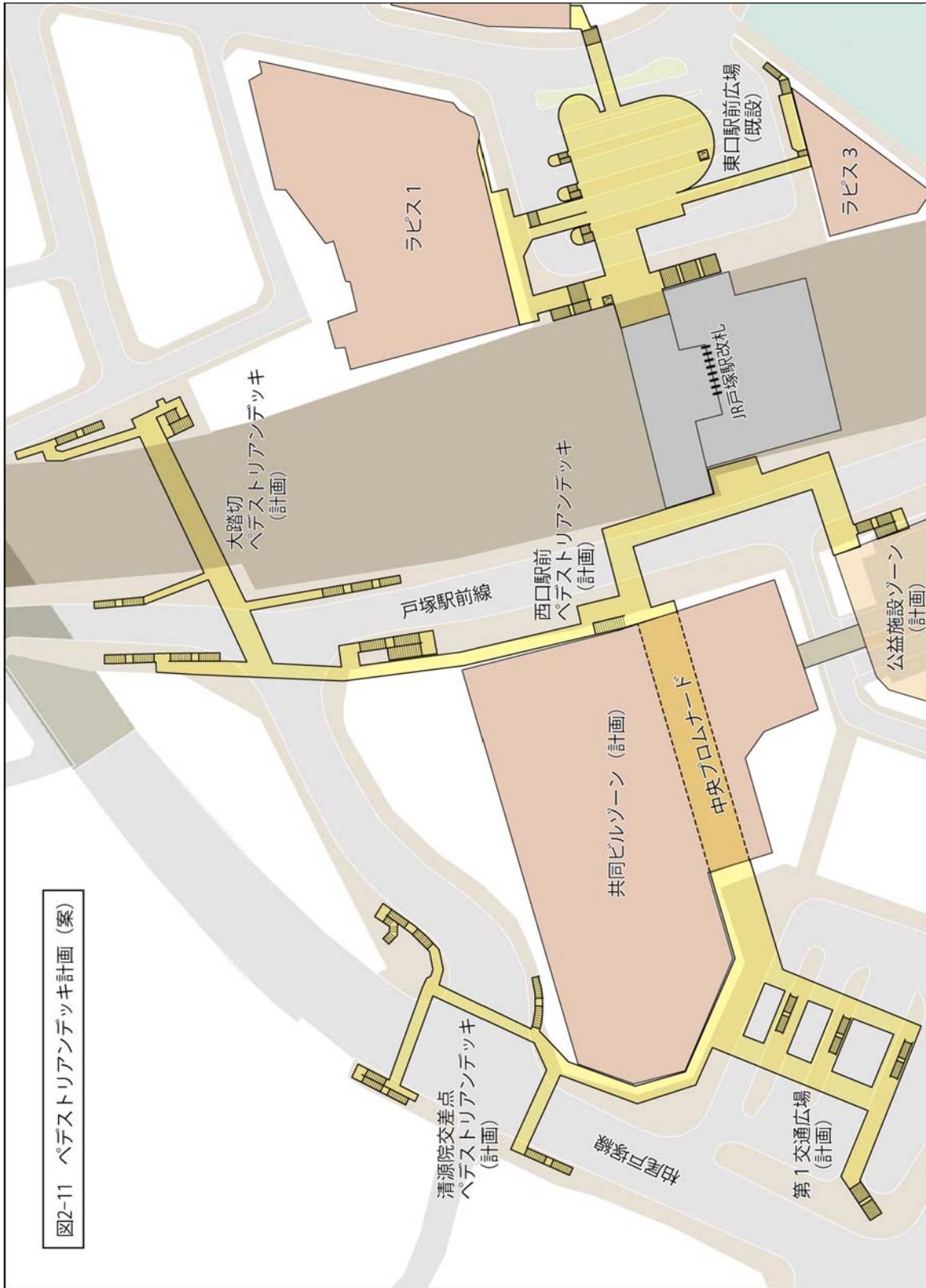


※平成19年10月31日現在の計画

注) 今後の計画により変更になることがあります

計画主体：横浜市都市整備局戸塚駅周辺再開発事務所

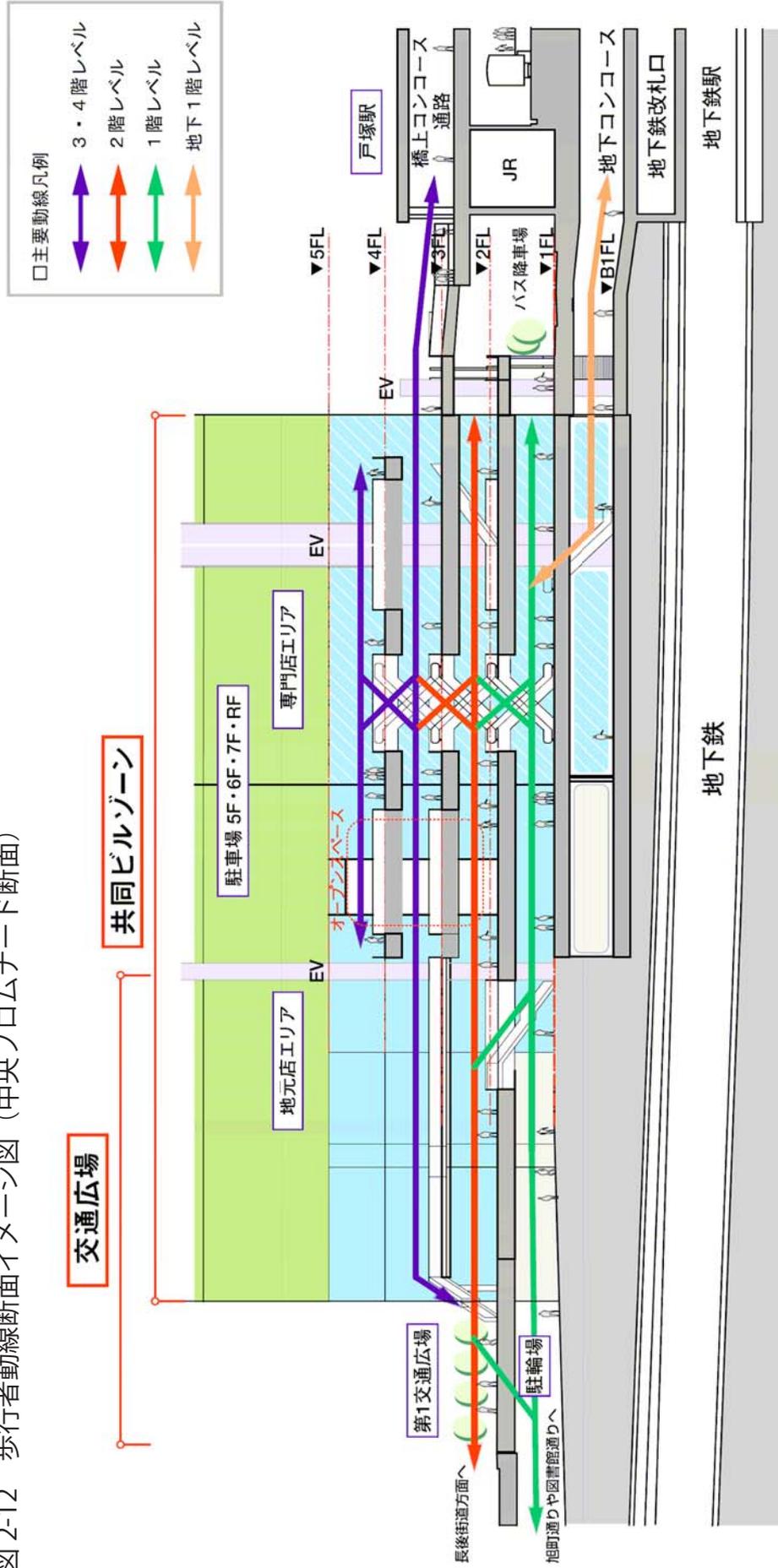
図2-11 ペDESTリアンデッキ計画 (案)



※平成19年10月31日現在の計画  
 注) ペDESTリアンデッキの形状は、今後の計画により変更になることがあります。  
 (計画主体)

第1 交通広場、西口駅前ペDESTリアンデッキ : 横浜市都市整備局戸塚駅周辺再開発事務所  
 大踏切ペDESTリアンデッキ、清源院交差点ペDESTリアンデッキ : 横浜市都市整備局戸塚中央区画整理事務所

図 2-12 歩行者動線断面イメージ図 (中央プロムナード断面)



※この図面は現在の検討状況を表したものであり、関係機関との協議により変更することがあります。  
 ※この図面はイメージ図であり寸法(縮尺)を正確に表したものではありません。

出典：戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業パンフレットVol.3  
 (平成19年9月21日発行)

### ③ 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業

J R 東海道本線を横切る踏切の交通隘路を解消し、駅東西の一体化を促進するために、都市計画道路柏尾戸塚線の整備と併せてその沿道地区のまちづくりを行い、安全で快適なまちづくりの実現へ向け、平成 14 年 12 月に戸塚駅前地区中央土地区画整理事業の事業計画が決定され、平成 19 年 3 月に事業計画の第 2 回変更が行われた。

#### 【戸塚駅前地区中央土地区画整理事業の概要】

事業の名称：横浜国際港都建設事業 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業

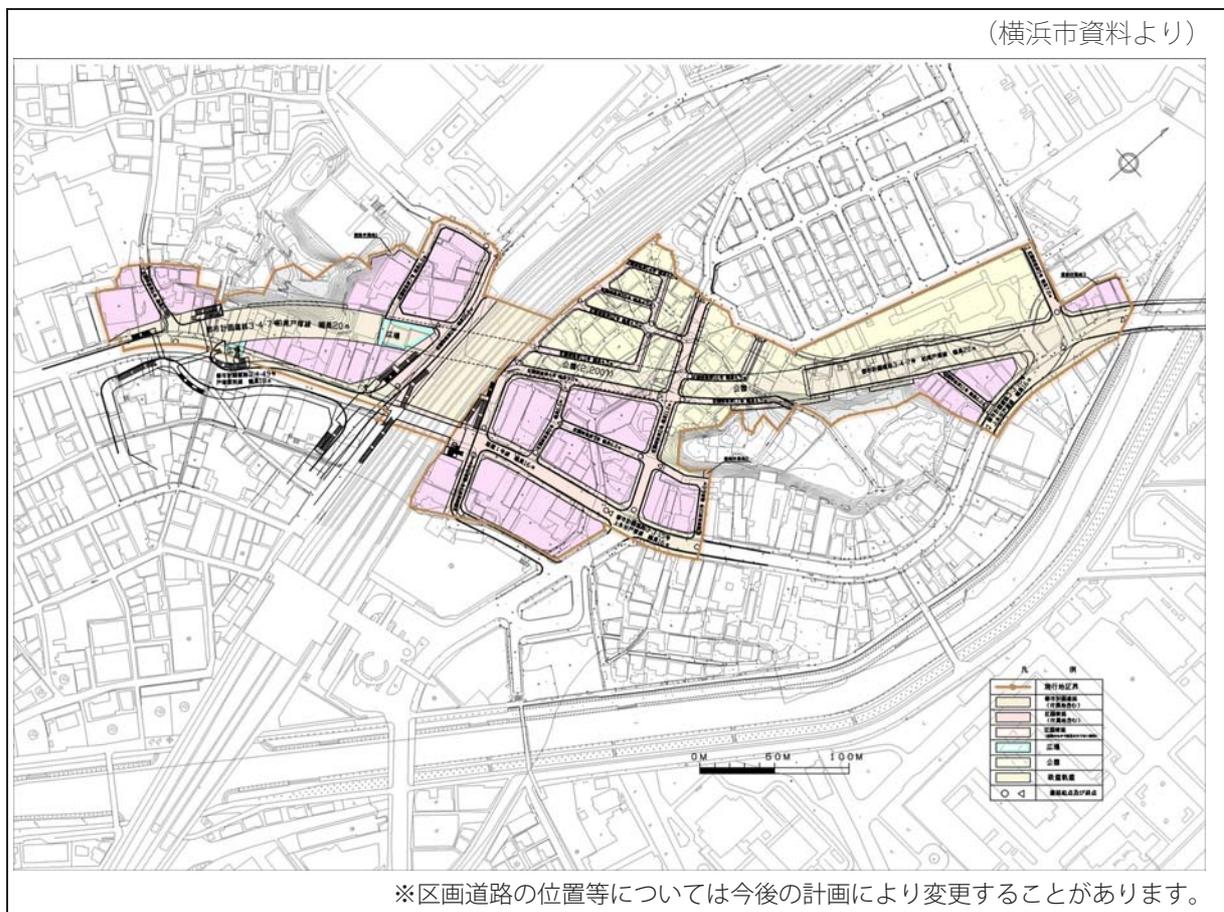
施 行 者：横浜市

区域と面積：戸塚区戸塚町、矢部町及び吉田町の一部（約 6.8ha）

施 行 期 間：平成 14 年度～31 年度（清算期間を含む）

公 共 施 設：都市計画道路 3・4・7 柏尾戸塚線（延長約 661m、幅員 20m）、区画道路（延長約 1,838m、幅員 4.5～27m）

図 2-13 戸塚駅前地区中央土地区画整理事業 計画図（案）



④ 戸塚駅東口地区第一種市街地再開発事業（完了）

市営地下鉄の戸塚駅乗り入れを契機に、昭和 54 年 6 月に戸塚駅東口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定され、昭和 57 年に市街地再開発事業（約 1.8ha）が実施された。昭和 61 年に再開発ビル(ラピス)がオープン、62 年に地下鉄戸塚駅が開業し、駅前広場や周辺道路の整備が進み、平成元年度に完了した。

【戸塚駅東口地区第一種市街地再開発事業の概要】

事業の名称：戸塚駅東口地区第一種市街地再開発事業

施 行 者：横浜市

施 行 面 積：約 1.8ha

施 行 年 度：昭和 57 年度～平成元年度

総 事 業 費：約 2 0 0 億円（うち公共施設整備費約 6 0 億円）

施設建築物：店舗、自動車駐車場、自転車駐車場

公 共 施 設：3・3・15 上永谷戸塚線(駅前広場)

## (2) 戸塚駅周辺のこれまでの経過と今後の予定

戸塚駅周辺地区における、これまでの経過と今後の予定は以下のとおりである。

年 月	事 項
S37.3	戸塚駅前地区土地区画整理事業都市計画決定(約 21.8ha)
S54.6	戸塚駅東口地区第一種市街地再開発事業都市計画決定
S57.4	戸塚駅東口地区第一種市街地再開発事業事業計画決定
S61.11	東口再開発ビル「ラピス」オープン
H 1.8	市営地下鉄 1 号線上永谷・戸塚間延伸開業
H 2.3	戸塚駅東口地区第一種市街地再開発事業完了
H 3.4	市営地下鉄 1 号線戸塚・湘南台間免許取得
H 6.10	戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業都市計画決定
H 8.11	戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業都市計画変更
H 9.3	戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業事業計画決定
H11.8	市営地下鉄 1 号線戸塚・湘南台間延伸開業
H13.10	戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業都市計画変更
H14.3	戸塚駅前地区土地区画整理事業都市計画変更
H14.3	都市計画道路柏尾戸塚線都市計画変更
H14.10	都市再生緊急整備地域「戸塚駅周辺地域」告示
H14.12	戸塚駅前地区中央土地区画整理事業事業計画決定
H15.2	戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業事業計画変更
H15.10	中心市街地(戸塚駅周辺地区)活性化基本計画策定
H18.2	戸塚駅前地区土地区画整理事業都市計画変更
H18.2	都市計画道路柏尾戸塚線都市計画変更
H18.5	戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業都市計画変更
H18.7	戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業事業計画変更
H18.9	戸塚駅前地区中央土地区画整理事業事業計画変更
H19.1	戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業管理处分計画決定
H21 年度(予定)	戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業商業施設・第 1 交通広場完成
H24 年度(予定)	戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業公益施設・第 2 交通広場完成
H26 年度(予定)	戸塚駅前地区中央土地区画整理事業事業完了(清算期間を除く)



### 3. 対象者の特性と配慮すべき事項

バリアフリー新法では、高齢者や障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、知的障害者\*、精神障害者\*、発達障害者\*、妊産婦やけが人を対象としている。

本基本構想では、横浜市で生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、バリアフリー新法の対象者に、子ども、外国人、子供連れ（乳幼児連れやベビーカー使用など）の人など、移動の制約がある人を加えることにより、横浜市で生活するすべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を目指すこととする。

それら移動制約者を、障害の状況により、「歩行」と「情報入手」に分類し、その特性に応じて配慮すべき主な事項について整理すると、以下に示すとおりである。ここに示した配慮すべき事項は代表的なものであり、すべての事項を示したものではない。したがって、バリアフリー化の整備等において、各事業者は、最低限ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 3-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
<b>移動制約者「歩行」</b>	
<b>車いす使用者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすを操作するための道路幅や回転スペースを確保するよう配慮する。</li> <li>・路面や床面に段差があると乗り越えることができない場合もあるため、不要な段差は設けないよう配慮する。</li> <li>・路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。</li> <li>・傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。</li> <li>・扉を押したり、手前に引いたりする行為は難しい場合があるため、扉の形状に配慮する。</li> <li>・車いすで移動するので目線が低く、手の届く範囲が限られる場合があるため、設備機器類や案内標示などの高さに配慮する。</li> <li>・カウンターや柵など、手の届く範囲や膝が入る下部スペースなどにも留意する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすから便座への移乗など乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さ、介助スペースなどに配慮する。</li> <li>・電動三輪・四輪車いすは、他の車いすに比べ通路幅や回転スペースが大きいため留意する。</li> </ul>
<b>杖使用者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。</li> <li>・わずかな段の乗り越えが困難な場合があると同時に、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。</li> <li>・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。</li> <li>・体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。</li> <li>・ベンチなど休憩できる場所を設けるよう留意する。</li> <li>・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。</li> </ul>
<b>高齢者 (シルバー カー使用など)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。</li> <li>・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。</li> <li>・足腰等が弱くなり階段の昇降などが困難であるため、階段等への手すりの設置に配慮する。</li> <li>・動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、ベンチなど休憩できる場所の設置に配慮する。</li> <li>・シルバーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。</li> </ul>
<b>補助犬使用者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助犬を使用して移動するため、床面は平坦な仕上げとし、補助犬の休憩スペース等にも配慮する。</li> </ul>
<b>子ども連れ (乳幼児連れや ベビーカー使用 など)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。</li> <li>・おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。</li> <li>・乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。</li> </ul>
<b>一時的な移動 制約者 (妊産婦やけが 人など)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。</li> <li>・妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。</li> <li>・松葉杖使用者は幅の狭いところでは歩行が困難であり、一定のスペースが必要である。また、杖の先が滑ると危険であるため、路面の仕上げに留意する。</li> </ul>
<b>移動制約者「情報入手」</b>	
<b>視覚障害者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。</li> <li>・白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物などはほとんど把握できない場合があるので、階段裏へのもぐり込み、突出看板などの高さや構造に配慮する。</li> <li>・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。</li> <li>・日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。</li> <li>・弱視者は、人により視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。</li> </ul>
<b>聴覚障害者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者は、通常、外見から分かりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。</li> <li>・視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう配慮する。</li> <li>・緊急時等では、視覚によるほか振動などにより伝達できるよう配慮する。</li> <li>・視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用に配慮する。</li> </ul>
<b>知的障害者・ 発達障害者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。</li> <li>・機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。</li> <li>・受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。</li> <li>・コミュニケーションに際しては、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく説明することが必要である。</li> </ul>
<b>高齢者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。</li> <li>・新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作を単純にし、音声と視覚による案内ができるよう配慮する。</li> <li>・サイン等では、文字の大きさやコントラストに配慮する。</li> <li>・視認性に配慮した照明計画が必要である。</li> </ul>
<b>子ども</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。</li> <li>・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。</li> </ul>
<b>外国人</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要となる。</li> <li>・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。</li> </ul>
<b>その他</b>	
<b>上肢障害者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢や手先などに障害がある場合、手の届く範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、もの大きさや操作方法への配慮が必要である。</li> <li>・少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意する。</li> <li>・水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむようにレバー式または棒状の把手にするなど形状に留意する。</li> <li>・棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。</li> <li>・スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意する。</li> </ul>

精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リラックスできる環境づくりに配慮する。</li> <li>・休憩できる場所を設けるよう配慮する。</li> </ul>
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内臓機能の障害のために、長距離の歩行に困難が生じるので、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。</li> <li>・腹部に人工的に排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）には、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。</li> <li>・ペースメーカー使用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。</li> </ul>

※下記の参考文献をもとに一部加筆

**【参考文献】**

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市福祉局、平成10年3月）
- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルー改訂（横浜市福祉局、平成17年3月）
- ・神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部、平成14年3月）
- ・公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン（財団法人運輸経済研究センター、平成6年3月）
- ・交通バリアフリー介助マニュアル（交通エコロジー・モビリティ財団、平成13年3月）
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省、平成19年7月）
- ・高齢者の住まいと交通〔復刻版〕（東京都立大学都市研究所、平成13年10月）

＊バリアフリー新法で新たに対象となった、知的障害者、精神障害者、発達障害者は、次のように定義されている。

知的障害者：知的障害者とは、厚生労働省が実施している「知的障害児（者）基礎調査」において、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されている。

精神障害者：精神障害者とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、「総合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」（第5条）と定義されている。

発達障害者：「発達障害者支援法」によれば、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」（第2条第1項）と定義されており、発達障害者とは、「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者」（第2条第2項）と定義されている。

## 4. まち歩き点検ワークショップの概要

### (1) 目的

戸塚駅周辺において、次に示す目的で「まち歩き点検ワークショップ」を実施した。

- ・ 駅や駅周辺の移動に関わるバリアやバリアフリーの現状を把握する。
- ・ 関係者が一緒に歩いて現地を点検することで、高齢者、障害者など当事者がかかえる問題の共通認識を深める。
- ・ 参加者から問題点や改善すべき点などの意見・提案を聞き、基本構想策定のための資料とする。

### (2) 実施概要

#### 【開催日時】

- ・ 平成 18 年 11 月 16 日（木）、10:00～16:00

#### 【参加者】

戸塚地区部会委員を基本に以下のメンバーが参加した。

- ・ 高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす使用者、子育て支援関係者などの市民
- ・ 学識経験者
- ・ 公共交通事業者、警察署、道路管理者、健康福祉局、道路局、区役所などの職員
- ・ 参加者数：87名

#### 【現地点検】

- ・ 駅や道路等を対象に、移動のしやすさやわかりやすさ、施設の使いやすさなどを点検した。
- ・ なお、点検ルートは、駅や駅前広場内の鉄道やバスなどの乗り換えルート、駅とその周辺に立地する福祉・医療施設や文化・交流施設を結ぶルートなど、歩行距離を勘案しつつ設定した（図 4-1 参照）。

### 【ワークショップ】

- ・現地点検終了後、現地で確認した良い点、問題点、改善点などを、各参加者から発表してもらい、図面を用いて整理を行った。
- ・各コースの代表者が、整理した意見を発表した。

### (3) 指摘事項のまとめ

まち歩き点検ワークショップで述べられた主な指摘事項は、29～32 ページに示すとおりである。



【戸塚駅周辺まち歩き点検ワークショップにおける指摘事項のまとめ】

指摘箇所・項目	主な指摘事項
J R 戸塚駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字ブロックが旧式</li> <li>・橋上改札口と地下改札の移動が不便</li> <li>・改札外にトイレがない</li> <li>・音声案内がない</li> </ul>
《改札口付近》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・券売機に蹴込みがない</li> <li>・券売機の高さが低い方が便利</li> <li>・運賃表の字が小さい</li> <li>・点字の間隔が狭い</li> <li>・みどりの窓口の案内に点字表示がない（地下）</li> </ul>
《トイレ等》	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階の多目的トイレに杖を置けるようにして欲しい</li> <li>・2階のトイレの出入口の箇所に点字ブロックがない</li> <li>・（2階）障害者用トイレの使用が（視覚障害者には）わからない</li> <li>・（2階）多目的トイレは、もう少し広いと介助者が楽</li> <li>・地下のトイレは開ボタンを押しても音が静かで開いたのか（視覚障害者には）わからない</li> <li>・音声案内が重なっていてわからない（ホーム階への案内とトイレの案内）</li> </ul>
市営地下鉄戸塚駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・券売機のテンキーがない</li> <li>・券売機に蹴込みがない（エレベーター側）</li> <li>・券売機の設置場所が不便（エレベーター側）</li> <li>・地下から地上へのエレベーターが狭い、汚い</li> <li>・地下鉄へ向かう階段の手すりの点字が読み取れない（欠けている）</li> </ul>
東口駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改札を出てバス停への案内がわかりづらい</li> <li>・駅とデッキにある誘導ブロックの形状が異なる</li> <li>・案内板まで誘導がない</li> <li>・階段手すりに平坦な部分がない</li> <li>・手すりに点字がついていない</li> <li>・階段からバス停までの点字ブロックが一時切れている</li> <li>・誘導ブロックが目立たない</li> <li>・バスの時間を音声案内して欲しい</li> <li>・エレベーターの位置がわかりにくい</li> <li>・エレベーターが22時以降は使用できない</li> <li>・エレベーターの押しボタンが判別できない</li> <li>・点字ブロックの上に駐車されている</li> <li>・ラピス1の信号前のマンホールの蓋が持ち上がっている（2cm位）</li> </ul>

指摘箇所・項目	主な指摘事項
戸塚西口第2バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導ブロックがない</li> <li>・バス乗降箇所に点字ブロックを希望</li> <li>・中央の島の部分の段差が大きい</li> </ul>
西口タクシーのりば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー乗場と駅の階段を結ぶ誘導ブロックがない</li> </ul>
道路	<p><b>【全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の幅が狭い</li> <li>・公共施設などへの案内標示が少ない</li> <li>・ベビーカーを利用して、歩きタバコは危険</li> </ul> <p><b>【県道大船停車場矢部線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標識等で歩道が狭くなっている</li> <li>・凸凹が多い（自転車駐車場付近）</li> <li>・点字ブロックが途切れている</li> <li>・歩道勾配が急なところがある（センジョー前）</li> <li>・排水溝の目が粗い。杖が引っかかる（ユニー前）</li> <li>・歩道の中央に電柱がある</li> <li>・上倉田交差点の信号を待つ歩道が狭い</li> <li>・歩道に商品のはみ出し陳列がある</li> <li>・放置自転車がが多く歩きづらい（自転車駐車場、ユニー前）</li> <li>・スポーツセンターへの案内がない</li> <li>・バス停にベンチがない、屋根がない、音声ガイドがない</li> </ul> <p><b>【戸塚スポーツセンター前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導ブロックが途切れている</li> <li>・階段部分の手すりが低い。手すりに点字がついていない</li> </ul> <p><b>【朝日橋付近】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜がきつく、車いすでは通りづらい。雨の日は滑りやすそう</li> <li>・車止めの間隔が狭く、車いすは補助なしでは通れない</li> <li>・（橋の）雨水マスにベビーカーや車いすの車輪がはまる</li> </ul> <p><b>【フォーラム前道路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅からフォーラムまでの点字ブロックがない</li> <li>・車の出入口が多い。歩道の波打ち</li> <li>・歩道の凸凹が多く舗装がはがれている。傾きが急なところがある</li> <li>・下水道の穴が大きく危険</li> </ul> <p><b>【上倉田地域ケアプラザ前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断歩道の先が段差で危ない</li> <li>・横断歩道はあるが横断勾配がきつい</li> </ul>

指摘箇所・項目	主な指摘事項
	<p><b>【柏尾川沿い道路（朝日橋～桜橋）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（道路に昇る）階段の傾斜がきつく危険、ベビーカーは昇れない</li> <li>・誘導ブロックがない</li> <li>・階段の手すりが使いづらい</li> <li>・自転車、バイクの路駐が多い</li> <li>・自転車、バイクに乗ったままの交通が多く危険</li> <li>・（舗装が）タイルのため車いすが通りにくい</li> <li>・車止めのポールが邪魔</li> </ul> <p><b>【戸塚地区センター前】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅から地区センターまでの連続誘導ブロックなし</li> <li>・点字ブロック上に駐輪</li> <li>・自転車置き場のところ、車いすが通れない</li> </ul> <p><b>【区役所前道路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字ブロックの色が目立たない</li> <li>・自転車、バイクが歩道に出ている</li> <li>・点字ブロック上に自転車があり危険</li> <li>・一方通行化による歩行者空間の拡大</li> </ul> <p><b>【区役所入口】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入口の勾配がきつい（9.4%）</li> <li>・正面とスロープ部分は車いすでは上がれない</li> <li>・区役所入口のグレーチングの目が粗い</li> </ul> <p><b>【国道1号】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停から駅までの点字ブロックがない</li> <li>・歩行者青信号が短すぎる。音声信号を希望（清源院入口）</li> <li>・歩道が凸凹で危険、穴がある（ローソン前）</li> <li>・歩道上の駐輪が邪魔（戸塚郵便局前）</li> <li>・歩道が狭い、段差があるので危険（大和証券前）</li> <li>・点字ブロックが損傷、舗装に穴がある（バスセンター前交差点）</li> <li>・音声信号が旧式で途切れることがある（バスセンター前交差点）</li> <li>・横断歩道の待ちスペースに街路灯があり、歩道も狭く待ちにくい。音声信号を希望（みずほ銀行前）</li> <li>・大踏切の横断歩道に点字ブロックを希望</li> <li>・横断歩道の白線を目立たせる（大踏切）</li> <li>・踏切が開くのを待つスペースがない</li> <li>・信号などで歩車分離をした方がよい（大踏切）</li> </ul>

指摘箇所・項目	主な指摘事項
	<p>【旧西友戸塚店前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道と民地内の通路に高低差がある</li> <li>・店舗前の階段の手前に警告ブロックがない</li> </ul> <p>【戸塚駅西口商店街全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道がない</li> <li>・誘導ブロックがない</li> <li>・公共施設などへの案内標示がない</li> <li>・自転車が駐輪されていて、通行しにくい（ウィズ前）</li> <li>・看板が点字ブロックまではみ出している</li> <li>・U字溝の蓋が段差になっている</li> <li>・バスセンター脇道路の勾配がきつい（7%）</li> <li>・路肩勾配がきついので、車いすでは通りづらい（百間洞付近）</li> <li>・道が狭い。進入してくる車と多くの歩行者で危険</li> </ul> <p>【JR西側道路（戸塚駅～戸塚西口第2バスターミナル）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道が狭い</li> <li>・歩道が凸凹している</li> <li>・歩道と車道のすりつけが危険</li> </ul>

## 5. 重点整備地区及び生活関連施設・経路

### 5-1. 重点整備地区の区域及び主要施設と主要経路の検討

#### (1) 主要施設の選定

『主要施設』とは、高齢者、障害者等を含む多くの市民が利用する施設及び主として高齢者、障害者等が利用する通所型の施設で、その施設へ至る手段が主に戸塚駅からの徒歩による施設とする。

戸塚駅周辺地区における主要施設は、下表の施設である。

表 5-1 戸塚駅周辺地区における主要施設

種別	施設名称	選定理由
公共施設	【戸塚駅行政サービスコーナー】	土・日曜日などの区役所業務時間外でも、住民票や印鑑登録証明書などの証明書をとることのできる施設である。高齢者や障害者等を含む不特定多数の市民が利用する施設と考えられることから、主要施設として選定した。
	【戸塚スポーツセンター】	体育館、トレーニング室、研修室などがあり、教室やイベント等が開催されている。高齢者や障害者等を含む不特定多数の市民が利用する施設と考えられることから、主要施設として選定した。
	【フォーラム（男女共同参画センター横浜）】	子どもの部屋、セミナールームなどがあり、子育て期の女性の学習や活動の支援、男女共同参画にかかわる講座やセミナー等が開催されている。高齢者や障害者等を含む不特定多数の市民が利用する施設と考えられることから、主要施設として選定した。
	【戸塚地区センター】 （戸塚図書館、戸塚公会堂）	戸塚地区センターにはレクリエーションホール、工芸室、会議室、料理室などが設置されているほか、戸塚図書館及び定員568名のホールがある戸塚公会堂が併設されている。高齢者や障害者等を含む不特定多数の市民が利用する施設と考えられることから、主要施設として選定した。
	【戸塚区役所（移転予定）】 （福祉保健センター）	戸塚区役所（西口第1地区再開発事業区域内に移転予定）には、各種行政サービスに係わる窓口が設置されているほか、福祉保健センターが併設されている。高齢者や障害者等を含む不特定多数の市民が利用する施設と考えられることから、主要施設として選定した。

種別	施設名称	選定理由
公共施設	【公益施設ゾーン(計画)】	西口第1地区再開発事業区域内の公益施設ゾーンには、現在の区役所機能を移転する計画があるほか、ホールを併設する計画がある。高齢者や障害者等を含む不特定多数の市民が利用することが考えられることから、主要施設として選定した。
	【戸塚県税事務所】 (中途障害者地域活動センター「とつかわかば」)	戸塚県税事務所は、戸塚区、栄区、泉区を所管とした県税の賦課、徴収に係わる窓口が設置されている。また、脳卒中の後遺症などによる障害者の自立と社会参加を目指して、自主製品の製作等を行っている中途障害者地域活動センター「とつかわかば」が併設されている。高齢者や障害者等を含む不特定多数の市民が利用する施設と考えられることから、主要施設として選定した。
	【戸塚西口第2バスターミナル】 【第1交通広場・第2交通広場(計画)】	戸塚西口第2バスターミナルにはバス乗車場が配置されている。第1交通広場にはバス乗車場とタクシーの乗降・待機場、第2交通広場にはタクシーと一般車の乗降場が計画されているほか、各交通広場下には自転車駐車場が計画されている。
福祉施設	【上倉田地域ケアプラザ】	高齢者へのデイサービスを実施するとともに、介護予防教室やボランティアなどの地域の福祉・保健等に関する活動、交流の場を提供している。このため、主要施設として選定した。
	【戸塚区社会福祉協議会】 (戸塚区福祉保健活動拠点「フレンズ戸塚」)	ボランティアセンターでのボランティアのコーディネート、高齢者や障害者及び子育てへの支援事業を行っている。また、戸塚区内の福祉保健関係団体やボランティアの方の活動の場を提供する「フレンズ戸塚」が併設されている。このため、主要施設として選定した。
	【横浜戸塚就労援助センター】	相談・指導・訓練・就労援助を通じて、障害者の就労促進と定着を図ると同時に、職場開拓・実習・就労後のフォローなどを行っている。このため、主要施設として選定した。
医療施設	【戸塚共立第1病院】	複数の診療科を備える医療施設であり、患者100人以上を収容できる入院施設もある。また、救急医療施設としても機能している。このため、主要施設として選定した。
	【戸塚共立第2病院】	複数の診療科を備える医療施設であり、リハビリテーション施設もある。このため、主要施設として選定した。
商業施設	【ラピス1】 【ラピス2】 【ラピス3】 【サンテラス・ユニー戸塚店】 【旧西友戸塚店】 【共同ビルゾーン(計画)】	戸塚駅周辺に立地するこれらの商業施設には、高齢者や障害者等を含む不特定多数の市民が利用することが考えられることから、主要施設として選定した。 また、西口第1地区再開発事業区域内には、専門店と地元権利者が一体となった商業施設を整備する共同ビルゾーンが計画されている。

## (2) 主要経路の設定

『主要経路』とは、鉄道駅等の特定旅客施設と主要施設または主要施設相互間を結ぶ経路、あるいは商店街や鉄道駅と周辺地域を結ぶ歩行者の主動線など、日常的に多くの市民が利用する経路で、歩行者の安全かつ円滑な移動の実現に配慮する必要があると考えられる経路とする。

戸塚駅周辺地区における主要経路は、鉄道駅を中心とした徒歩圏内(駅から概ね 500m～1km 以内の範囲)の歩行者の主動線を踏まえ、鉄道駅と主要施設が少なくとも1以上の経路で結ばれるように設定する。また、主要施設の配置を考慮しつつ、主要施設相互間の経路を設定する。

以上のことを踏まえ、戸塚駅周辺地区における主要経路を図 5-1 に示す。

## (3) 重点整備地区の区域の設定

重点整備地区とは、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区であって、戸塚駅周辺地区においては、戸塚駅を中心とする徒歩圏(駅から概ね 500m～1km 以内の範囲)と考える。

重点整備地区の区域は、主要施設と主要経路を含む範囲で、ある程度整形なまとまりに配慮して設定する。また、その境界は、できる限り町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

戸塚駅周辺地区の重点整備地区の区域は、図 5-1 に示すとおりであり、地区面積は約 43.7ha である。



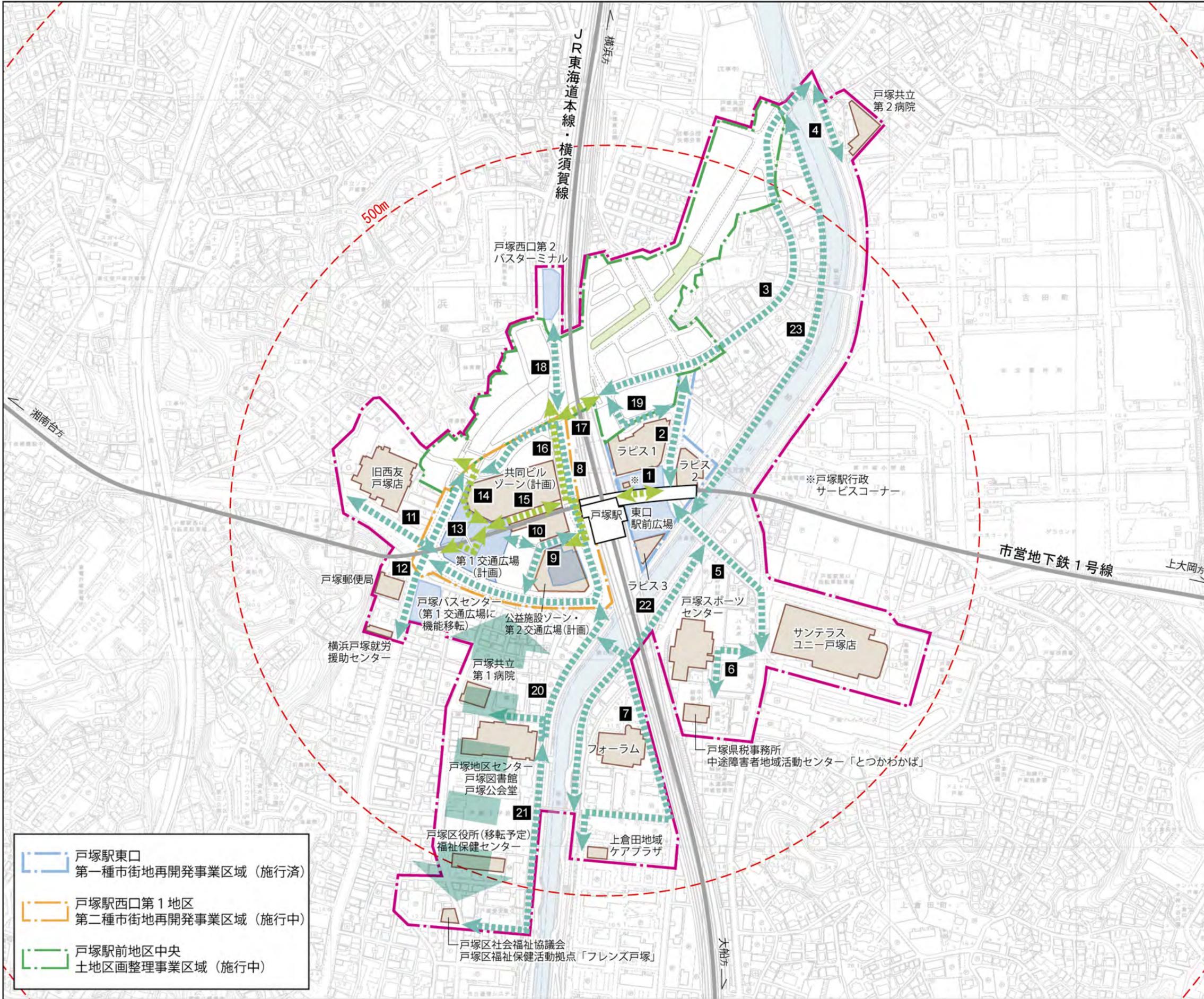


図5-1 重点整備地区の区域及び主要施設と主要経路

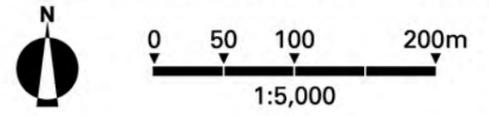
- 重点整備地区の区域
- 駅前広場・バスターミナル等
- 主要施設
- 主要経路 (地上)
- 主要経路 (立体横断施設)
- バリアフリー化が必要とされる歩行者軸

【主要経路】

- 1 東口ペDESTロリアンデッキ
- 2 (都)上永谷戸塚線
- 3 国道1号 (大踏切～吉田大橋)
- 4 戸塚共立第2病院前
- 5 県道大船停車場矢部線 (吉倉橋～サンテラス前)
- 6 スポーツセンター前
- 7 朝日橋～上倉田地域ケアプラザ前
- 8 (都)横浜伊勢原線、戸塚駅前線
- 9 区画街路1号線 (西口再開発事業)
- 10 区画街路2号線 (西口再開発事業)
- 11 主要地方道横浜伊勢原線 (長後街道)
- 12 国道1号 ((都)柏尾戸塚線)
- 13 第1交通広場上ペDESTロリアンデッキ
- 14 第1交通広場～清源院交差点ペDESTロリアンデッキ
- 15 中央プロムナード
- 16 西口駅前ペDESTロリアンデッキ
- 17 大踏切ペDESTロリアンデッキ
- 18 区画街路第1号線 (区画整理事業)
- 19 区画街路第3号線 (区画整理事業)
- 20 柏尾川プロムナード (朝日橋～戸塚地区センター)
- 21 柏尾川プロムナード (戸塚地区センター～社会福祉協議会)
- 22 柏尾川プロムナード (左岸: 吉倉橋～桜橋)
- 23 柏尾川プロムナード (右岸: 吉田大橋～吉倉橋)

注) (都)は都市計画道路の略

- 戸塚駅東口 第一種市街地再開発事業区域 (施行済)
- 戸塚駅西口第1地区 第二種市街地再開発事業区域 (施行中)
- 戸塚駅前地区中央 土地区画整理事業区域 (施行中)



## 5-2. 重点整備地区の現状と課題

次頁以降に示す事項は、平成 18 年 11 月 16 日に実施した「まち歩き点検ワークショップ」及び事務局による補足調査の結果をもとに、重点整備地区の鉄道駅・バスターミナル、主要経路及び主要施設における主な問題点等を整理し、あわせて問題点に対する対応の考え方、対応を検討する際の目安となるバリアフリー新法に基づく基準（地形等によりやむを得ない場合の基準も併記）を合わせて整理している。

(1) 鉄道駅・バスターミナル

① JR戸塚駅

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点字ブロックが旧式</li> <li>・ 駅側とデッキ側の視覚障害者誘導用ブロックが異なる</li> <li>・ 音声案内がない</li> <li>・ 券売機に蹴込みがない</li> <li>・ 券売機の高さが低い方が便利</li> <li>・ 運賃表の字が小さい</li> <li>・ 運賃表の点字の間隔が狭い</li> <li>・ みどりの窓口の案内に点字表示がない</li> <li>・ 自動改札機の幅広の部分が必要</li> <li>・ 改札口を出てから、西口、東口方面への案内がわかりづらい</li> <li>・ トイレの出入口の箇所に点字ブロックがない</li> <li>・ トイレの使用が（視覚障害者には）わからない</li> <li>・ トイレの開ボタンを押しても音が静かで開いたのか（視覚障害者には）わからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置</li> <li>・ 音声による情報案内施設の整備</li> <li>・ 券売機の蹴込み部の確保</li> <li>・ 券売機の高さの改善</li> <li>・ 文字による情報案内施設の改善</li> <li>・ 点字案内の改善</li> <li>・ 拡幅改札の設置</li> <li>・ 案内サインの設置</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置</li> <li>・ 多目的トイレの設備の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</li> <li>・ 運行情報を文字及び音声で提供する設備の設置</li> <li>・ 1以上の券売機は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</li> <li>・ 車いす使用者の動作に対する余裕を見込んだ、幅90cm以上の拡幅改札口を1箇所以上設置</li> <li>・ 便所の便房のうち1以上は、車いす使用者その他の高齢者、障害者等の利用に適した構造のもの：出入口の有効幅員80cm以上。段がないこと、ある場合は傾斜路を設置。円滑な利用に適した広さ。標識を設置。ほか</li> </ul>

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声案内が重なってわからない（ホーム階への案内とトイレの案内）</li> <li>・ （表面が）波をうっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音声案内の改善</li> <li>・ 歩道の平坦性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平坦で滑り難く、かつ、水はけのよい仕上げ</li> </ul>

② 市営地下鉄戸塚駅

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 券売機に蹴込みがない（エレベーター側）</li> <li>・ 券売機にテンキーがない</li> <li>・ コンコースから西口方面に階段があり、通行が不便</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 券売機の蹴込み部の確保</li> <li>・ 券売機のテンキーの設置</li> <li>・ 再開発事業と合わせ、フラットにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 以上の券売機は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</li> </ul>

③ 東口駅前広場

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス停を含め、駅前広場全体の構造がわかりづらく、サインも統一されていない</li> <li>・ バスの時間を音声案内して欲しい</li> <li>・ エレベーターの位置がわかりづらい</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックが目立たない</li> <li>・ 階段からバス停までの点字ブロックが一部切れている</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの上に駐車されている</li> <li>・ 階段手すりに平坦な部分がない</li> <li>・ 手すりに点字がない</li> <li>・ エレベーターの押しボタンが判別できない</li> <li>・ エレベーターが 22 時以降は使用できない</li> <li>・ 障害者等の送迎車両が、駅前広場にはいることができず、不便である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内サイン等の改善</li> <li>・ 音声案内の設置</li> <li>・ 目立つ位置にエレベーター標識を設置</li> <li>・ 舗装の色と明度差のある色とする</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設</li> <li>・ 歩道上障害物の移動・撤去</li> <li>・ 手すりの適切な設置</li> <li>・ 点字の貼付</li> <li>・ 案内標示の改善</li> <li>・ 利用時間の延長又は時間制限の廃止</li> <li>・ 障害者等の乗降スペースの確保の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び関連する移動等円滑化道路施設を案内する標識を設置</li> <li>・ 運行情報を文字及び音声で提供する設備の設置</li> <li>・ 昇降機、便所又は乗車券販売所付近への標識の設置</li> <li>・ 黄色を原則とする（ガイドライン）</li> </ul>

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>駅前広場の歩行者動線が錯綜している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅前広場における動線の修正計画の検討</li> </ul>	

④ 戸塚西口第2バスターミナル

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者誘導用ブロックがない</li> <li>バス乗降箇所に点字ブロックを希望</li> <li>中央の島の部分の段差が大きい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> <li>車道と歩道の段差を小さくする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</li> <li>横断歩道に接続する歩道などの部分：接続部分の段差は2cmを標準とする</li> </ul>

## (2) 主要経路

### ① 経路1：東口ペDESTリアンデッキ

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>案内板までの誘導がない</li> <li>案内図を触知図または音声案内にして欲しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設</li> <li>案内標示の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</li> </ul>

### ② 経路2：都市計画道路上永谷戸塚線

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者誘導用ブロックが異なる</li> <li>東口駅前広場出口交差点のマンホールの蓋が持ち上がっている</li> <li>（東口駅前広場出口の信号機に）音響信号機の設置</li> <li>（東口駅前広場出口の信号機の）押しボタンがわかりにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> <li>マンホールの蓋の改善</li> <li>音響信号機の設置</li> <li>押しボタン式信号機の押しボタンの位置の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</li> </ul>

③ 経路3：国道1号（大踏切～吉田大橋）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックがない</li> <li>・ 歩道の中央に電柱、街路灯がある</li> <li>・ 大橋に上がる歩道の傾斜がきつい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> <li>・ 歩道上の障害物の移動・撤去</li> <li>・ 歩道の勾配の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</li> <li>・ 縦断勾配5%（8%）以下</li> </ul>

④ 経路4：戸塚共立第2病院前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</li> </ul>

⑤ 経路5：県道大船停車場矢部線（吉倉橋～サンテラス前）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道の幅が狭い</li> <li>・ 歩道に凸凹が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道の拡幅</li> <li>・ 歩道の平坦性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保</li> <li>・ 平坦で滑り難く、かつ、水はけのよい仕上げ</li> </ul>

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックが途切れている</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックが不必要なところに設置されている</li>   <li>・ 歩道勾配が急なところがある</li>   <li>・ 横断歩道の歩道部分の勾配がきつい</li>   <li>・ 排水溝の蓋の目が粗い</li>   <li>・ 上倉田交差点の信号を待つ歩道が狭い</li>   <li>・ 歩道の中央に電柱、標識等がある</li> <li>・ 歩道に商品のはみ出し陳列がある</li> <li>・ 放置自転車が多く歩きづらい（自転車駐車場、ユニー前）</li>   <li>・ スポーツセンターへの案内がない</li>   <li>・ バス停にイス、屋根がない、音声ガイドがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設</li>   <li>・ 歩道の勾配の改善</li>   <li>・ 平坦性の確保</li>   <li>・ 排水溝の蓋の改善</li>   <li>・ 横断歩道前に歩行者の溜まり空間を確保</li>   <li>・ 歩道上の障害物の移動・撤去</li>   <li>・ 案内サイン等の設置</li>   <li>・ 休憩施設、屋根の設置</li> <li>・ 音声案内の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 黄色を原則とする（ガイドライン）</li>   <li>・ 横断勾配1%（2%）以下、縦断勾配5%（8%）以下</li>   <li>・ 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び関連する移動等円滑化道路施設を案内する標識を設置</li> </ul>

⑥ 経路6：スポーツセンター前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道がない</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックが途切れている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全な歩行空間の確保</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保</li> <li>・ 黄色を原則とする（ガイドライン）</li> </ul>

⑦ 経路7：朝日橋～上倉田地域ケアプラザ前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傾斜がきつく車いすでは通りづらい</li> <li>・ 雨の日は滑りやすそう</li> <li>・ 雨水ますにベビーカーや車いすの車輪がはまる（朝日橋）</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックがない</li> <li>・ 歩道が狭い</li> <li>・ 歩道が斜めで歩きにくい</li> <li>・ 雨水ますの穴が大きくて危険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道の勾配の改善</li> <li>・ 舗装の改善</li> <li>・ 雨水排水ますの蓋の改善</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> <li>・ 歩道の拡幅</li> <li>・ 歩道の勾配の改善</li> <li>・ 雨水排水ますの蓋の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断勾配1%（2%）以下、縦断勾配5%（8%）以下</li> <li>・ 平坦で滑り難く、かつ、水はけのよい仕上げ</li> <li>・ 黄色を原則とする（ガイドライン）</li> <li>・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保</li> <li>・ 横断勾配1%（2%）以下</li> </ul>

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道に凸凹が多い</li> <li>・ 歩道の舗装がはがれている</li>   <li>・ 横断歩道の先が段差で危ない</li>   <li>・ 横断歩道はあるが横断勾配がきつい</li>   <li>・ 歩道のプランターが大きすぎる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道の平坦性の確保</li>   <li>・ 車道と歩道の段差を小さくする</li>   <li>・ 平坦性の確保</li>   <li>・ 通行の障害とならないよう工夫する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平坦で滑り難く、かつ、水はけのよい仕上げ</li>   <li>・ 横断歩道に接続する歩道などの部分：接続部分の段差は2cmを標準とする</li>   <li>・ 横断勾配1%（2%）以下</li> </ul>

⑧ 経路8：都市計画道路横浜伊勢原線、戸塚駅前線

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
	<p>（・再開発事業及び土地区画整理事業において対応する）</p>	

⑨ 経路9：区画街路1号線（西口再開発事業）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
	<p>（・再開発事業において対応する）</p>	

⑩ 経路10：区画街路2号線（西口再開発事業）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
	（・再開発事業において対応する）	

⑪ 経路11：主要地方道横浜伊勢原線（長後街道）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックがない</li> <li>・ 歩道に放置自転車がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> <li>・ 歩道上障害物の移動・撤去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</li> </ul>

⑫ 経路12：国道1号（都市計画道路柏尾戸塚線）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大和証券前の歩道が狭い</li> <li>・ 大和証券前のエントランスの段差が危険</li> <li>・ 戸塚郵便局前の歩道上の駐輪が邪魔</li> <li>・ バスセンター前交差点の点字ブロックが損傷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全な歩行空間の確保</li> <li>・ 歩道上障害物の移動・撤去</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保</li> <li>・ 黄色を原則とする（ガイドライン）</li> </ul>

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バスセンター前交差点の音声信号の音が途切れる</li> <li>・ 清源院入口の歩行者青信号が短すぎる</li> <li>・ 音声信号を希望（清源院入口、みずほ銀行前）</li> <li>・ ローソン前の歩道が凸凹で危険、穴がある</li> <li>・ 横断歩道の待ちスペースに街路灯があり、歩道も狭く待ちにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音響信号の改善</li> <li>・ 土地区画整理事業において対応（視覚障害者誘導用ブロックの敷設、デッキの設置など）</li> </ul>	

⑬ 経路13：第1交通広場上ペDESTリアンデッキ

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
	（・再開発事業において対応する）	

⑭ 経路14：第1交通広場～清源院交差点ペDESTリアンデッキ

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
	（・再開発事業及び土地区画整理事業において対応する）	

⑮ 経路15：中央プロムナード

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
	（・再開発事業において対応する）	

⑯ 経路16：西口駅前ペDESTリアンデッキ

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
	（・再開発事業において対応する）	

⑰ 経路17：大踏切ペDESTリアンデッキ

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大踏切の横断歩道に点字ブロックを希望</li> <li>・ 横断歩道の白線を目立たせる（大踏切）</li> <li>・ 踏切が開くのを待つスペースがない</li> <li>・ 信号などで歩車分離をした方がよい（大踏切）</li> </ul>	（・再開発事業及び土地区画整理事業において対応する）	

⑱ 経路18：区画街路第1号線（区画整理事業）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道が狭い</li> <li>・ 歩道が凸凹している</li> <li>・ 歩道と車道のすり付けが危険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地区画整理事業において対応する（安全な歩行空間の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保</li> </ul>

⑲ 経路19：区画街路第3号線（区画整理事業）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>（・土地区画整理事業において対応する）</li> </ul>	

⑳ 経路20：柏尾川プロムナード（朝日橋～戸塚地区センター）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応

⑳ 経路2 1：柏尾川プロムナード（戸塚地区センター～社会福祉協議会）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応

㉑ 経路2 2：柏尾川プロムナード（左岸：吉倉橋～桜橋）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応

㉒ 経路2 3：柏尾川プロムナード（右岸：吉田大橋～吉倉橋）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応

○ バリアフリー化が必要とされる歩行者軸：区役所方面（図書館通り、リバーサイド通り、区役所前等）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道がない</li> <li>・ 道が狭い。進入してくる車と多くの歩行者で危険</li> <li>・ 自転車が駐輪されていて、通行しにくい</li>   <li>・ 視覚障害者誘導ブロックがない</li>   <li>・ 点字ブロックの色が目立たない</li>   <li>・ 公共施設などへの案内標示がない</li>   <li>・ 看板が点字ブロックまではみ出している</li> <li>・ 自転車、バイクが歩道に出ている</li> <li>・ 点字ブロック上に駐輪</li>   <li>・ U字溝の蓋が段差になっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全な歩行空間の確保</li> <li>・ 違法駐車 of 撤去</li>   <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li>   <li>・ 舗装の色と明度差のある色にする</li>   <li>・ 案内サインの設置</li>   <li>・ 歩道上障害物の移動・撤去</li>   <li>・ 溝の蓋の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連続した歩行空間を確保</li>   <li>・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</li>   <li>・ 黄色を原則とする（ガイドライン）</li>   <li>・ 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び関連する移動等円滑化道路施設を案内する標識を設置</li> </ul>

### (3) 主要施設

#### ① 戸塚区役所

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入口の勾配がきつい</li><li>・ 入口のグレーチングの目が粗い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 歩道の勾配の改善</li><li>・ 目の細かいグレーチングに交換</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 縦断勾配5%(8%)以下</li></ul>

#### ② 戸塚地区センター・戸塚図書館・戸塚公会堂

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自転車置き場のところ車いすが通れない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 安全な歩行空間の確保</li><li>・ 歩道上障害物の移動・撤去</li></ul>	

#### ③ スポーツセンター

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方(案)	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 階段部分の手すりが低い</li><li>・ 手すりに点字の表示がなかった</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 手すりの改善</li><li>・ 点字の貼付</li></ul>	

④ 戸塚郵便局

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口の点字ブロックを歩道側までだす</li> <li>・ 入口にチャイムが欲しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> <li>・ 音声案内の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</li> </ul>

⑤ 旧西友戸塚店

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道と民地内通路に高低差がある</li> <li>・ 店前の階段の手前に警告ブロックがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全な歩行空間の確保</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動等円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</li> </ul>

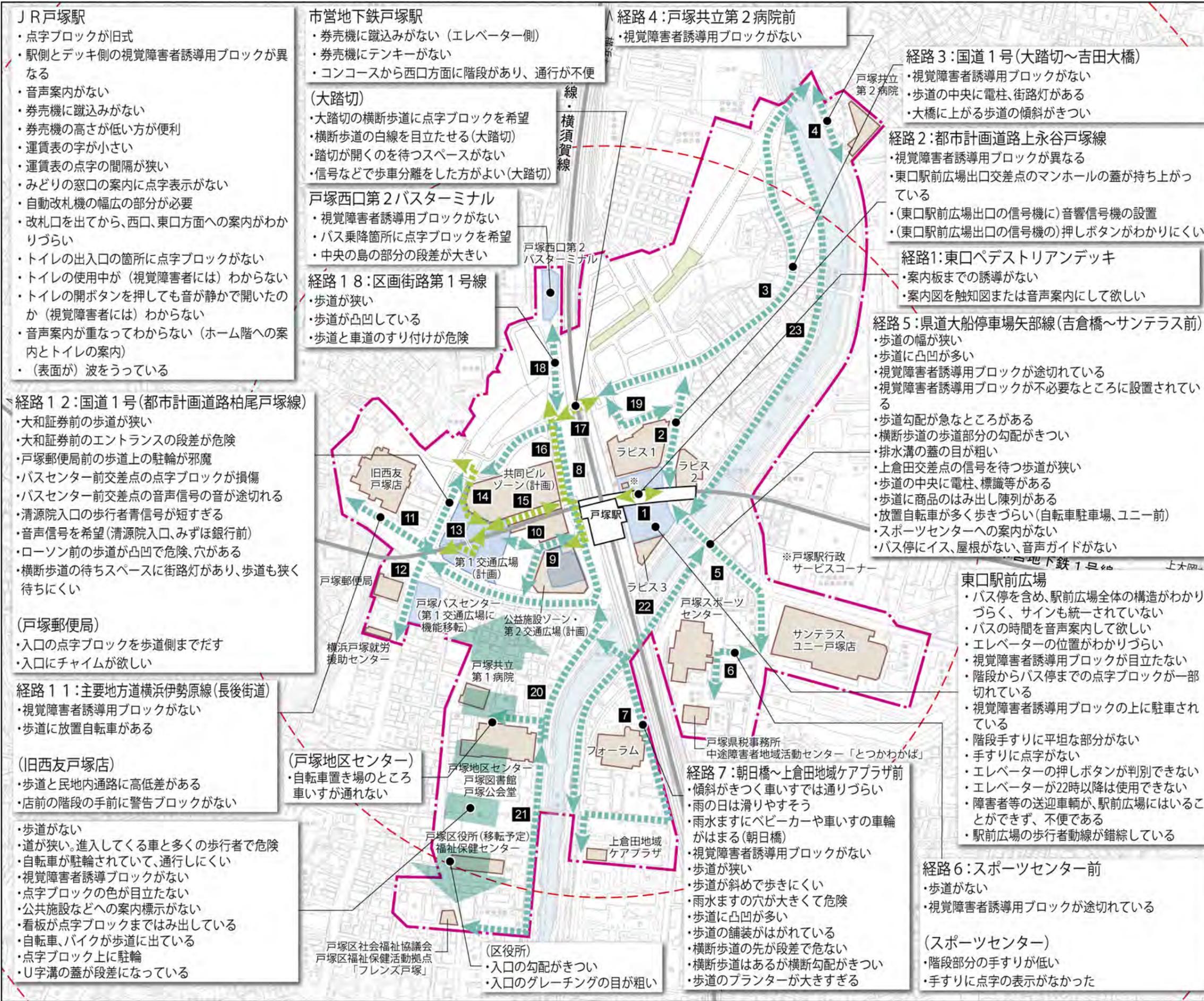
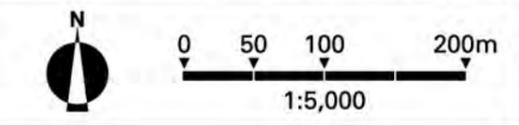


図5-2 重点整備地区の現状と課題

- 重点整備地区の区域
- 駅前広場・バスターミナル等
- 主要施設
- 主要経路 (地上)
- 主要経路 (立体横断施設)
- バリアフリー化が必要とされる歩行者軸

- 【主要経路】**
- 1 東口ペDESTリアンデッキ
  - 2 (都)上永谷戸塚線
  - 3 国道1号 (大踏切～吉田大橋)
  - 4 戸塚共立第2病院前
  - 5 県道大船停車場矢部線 (吉倉橋～サンテラス前)
  - 6 スポーツセンター前
  - 7 朝日橋～上倉田地域ケアプラザ前
  - 8 (都)横浜伊勢原線、戸塚駅前線
  - 9 区画街路1号線 (西口再開発事業)
  - 10 区画街路2号線 (西口再開発事業)
  - 11 主要地方道横浜伊勢原線 (長後街道)
  - 12 国道1号 ((都)柏尾戸塚線)
  - 13 第1交通広場上ペDESTリアンデッキ
  - 14 第1交通広場～清源院交差点ペDESTリアンデッキ
  - 15 中央プロムナード
  - 16 西口駅前ペDESTリアンデッキ
  - 17 大踏切ペDESTリアンデッキ
  - 18 区画街路第1号線 (区画整理事業)
  - 19 区画街路第3号線 (区画整理事業)
  - 20 柏尾川プロムナード (朝日橋～戸塚地区センター)
  - 21 柏尾川プロムナード (戸塚地区センター～社会福祉協議会)
  - 22 柏尾川プロムナード (左岸: 吉倉橋～桜橋)
  - 23 柏尾川プロムナード (右岸: 吉田大橋～吉倉橋)



注) (都)は都市計画道路の略

### 5-3. 生活関連施設及び生活関連経路の検討

#### (1) 生活関連施設の設定

主要施設のうち、相当数の高齢者、障害者等が利用する施設で、当該施設または当該施設に至る経路について、特に移動等円滑化に配慮されている必要性が高い施設を『生活関連施設』とする。なお、鉄道駅及びバスターミナル等の特定旅客施設や駐車場等も含むものとする。

#### (2) 生活関連経路の設定

主要経路のうち、相当数の高齢者、障害者等が利用する生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化されている必要性が高い経路を『生活関連経路』とする。

#### (3) バリアフリー化が必要とされる歩行者軸について

戸塚駅と区役所方面を結ぶ経路については、鉄道駅と区役所、戸塚地区センターなどの主要な施設とを結ぶ重要な歩行者軸であるとともに、商店街を形成しており、高齢者・障害者等を含む多くの市民が移動していることから、バリアフリー化が必要とされる歩行者軸になっている。

しかしながら、道路の現状は歩道がない又は有効幅員の確保が困難な状況であり、バリアフリー新法に基づく基準等に沿った整備が困難な状況にある。また、商店街の場合、前面道路は単なる移動経路ではなく、沿道と一体的な空間を形成しているため、沿道の現在の商店を取り壊してまで、道路を拡幅して歩道を設置することが、必ずしも商店街利用者や近隣住民が望むまちづくりであるとは言えない。

したがって、「バリアフリー化が必要とされる歩行者軸」については、バリアフリー新法に基づく基準による歩道整備だけを考えるのではなく、利便性、快適性、景観などの多くの要素を含めて、道路空間及び地区交通のあり方を検討し、まちづくりと一体となった安全で快適な歩行空間の検討・整備を行うものとして、生活関連経路としては位置づけず、別途、検討を行うものとする。

ただし、迂回ルートとして柏尾川プロムナードなどの整備を検討し、歩行者空間の整備を推進する。

さらに、まち歩き点検でも指摘のあった案内サインの設置や歩道の段差の改善、放

置自転車、はみ出し看板・商品の撤去など、可能な限り歩行環境の向上に努めることも重要である。

戸塚駅周辺地区における生活関連施設と生活関連経路は、図 5-3 に示すとおりである。

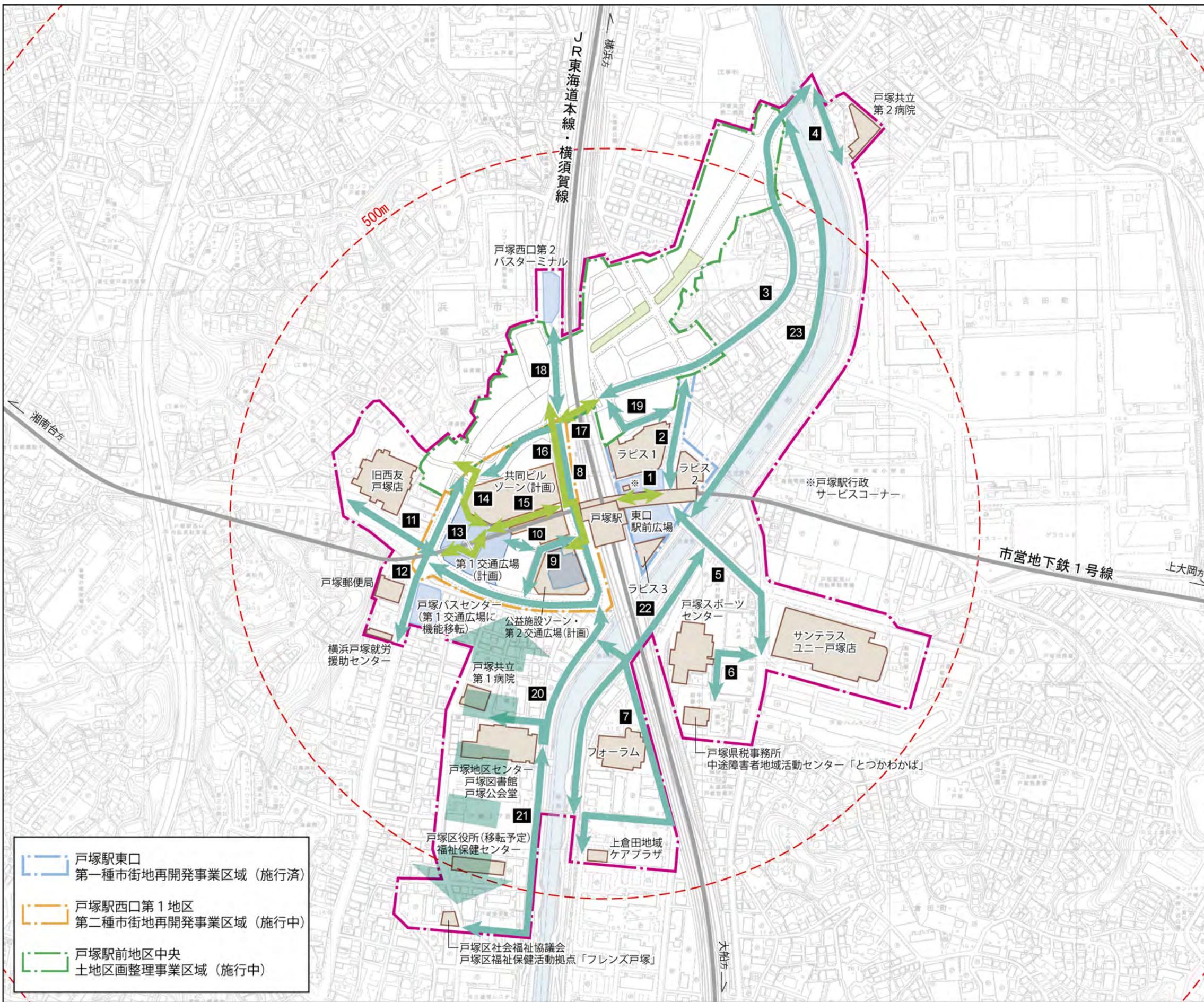
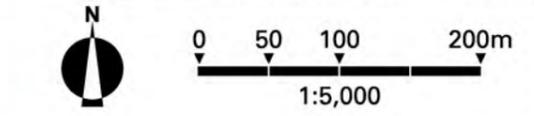
図5-3 生活関連施設及び生活関連経路

-  重点整備地区の区域
-  駅前広場・バスターミナル等
-  生活関連施設
-  生活関連経路（地上）
-  生活関連経路（立体横断施設）
-  バリアフリー化が必要とされる歩行者軸

【生活関連経路】

- 1 東口ペDESTロリアンデッキ
- 2 (都)上永谷戸塚線
- 3 国道1号(大踏切～吉田大橋)
- 4 戸塚共立第2病院前
- 5 県道大船停車場矢部線(吉倉橋～サンテラス前)
- 6 スポーツセンター前
- 7 朝日橋～上倉田地域ケアプラザ前
- 8 (都)横浜伊勢原線、戸塚駅前線
- 9 区画街路1号線(西口再開発事業)
- 10 区画街路2号線(西口再開発事業)
- 11 主要地方道横浜伊勢原線(長後街道)
- 12 国道1号((都)柏尾戸塚線)
- 13 第1交通広場上ペDESTロリアンデッキ
- 14 第1交通広場～清源院交差点ペDESTロリアンデッキ
- 15 中央プロムナード
- 16 西口駅前ペDESTロリアンデッキ
- 17 大踏切ペDESTロリアンデッキ
- 18 区画街路第1号線(区画整理事業)
- 19 区画街路第3号線(区画整理事業)
- 20 柏尾川プロムナード(朝日橋～戸塚地区センター)
- 21 柏尾川プロムナード(戸塚地区センター～社会福祉協議会)
- 22 柏尾川プロムナード(左岸:吉倉橋～桜橋)
- 23 柏尾川プロムナード(右岸:吉田大橋～吉倉橋)

注) (都)は都市計画道路の略



-  戸塚駅東口  
第一種市街地再開発事業区域(施行済)
-  戸塚駅西口第1地区  
第二種市街地再開発事業区域(施行中)
-  戸塚駅前地区中央  
土地区画整理事業区域(施行中)

## 6. 戸塚駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

### 6-1. 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅・バスターミナル、生活関連施設及び生活関連経路など重点整備地区の区域内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

戸塚駅周辺地区において、バリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい施設の整備を実現していくことを目標とする。

#### (1) 鉄道駅のバリアフリー化

##### 【移動等円滑化された経路の確保】

- ・ 駅の外部から改札口を経てプラットホームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動等円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・ 移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とし、あわせて可能な限り、方面別など複数のルートの確保に努める。

##### 【安全な階段の整備】

- ・ 階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

##### 【誘導案内設備の整備】

- ・ 案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・ 運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。

- ・ 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。
- ・ 改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段、地下鉄駅の地上出入口など鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内\*の設置に努める。

※ 音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば（音声）」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

#### 【使いやすい設備の整備】

- ・ エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・ トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努める。
- ・ 乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

#### 【プラットフォームにおける安全対策】

- ・ プラットホームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

#### 【職員に対する適切な教育訓練】

- ・ 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

## (2) 道路等のバリアフリー化

- ・ 生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・ 歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。
- ・ 案内標示は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内標識を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・ 生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。
- ・ なお、道路整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次に示す『生活関連経路（A）』と『生活関連経路（B）』の2つに区分する。

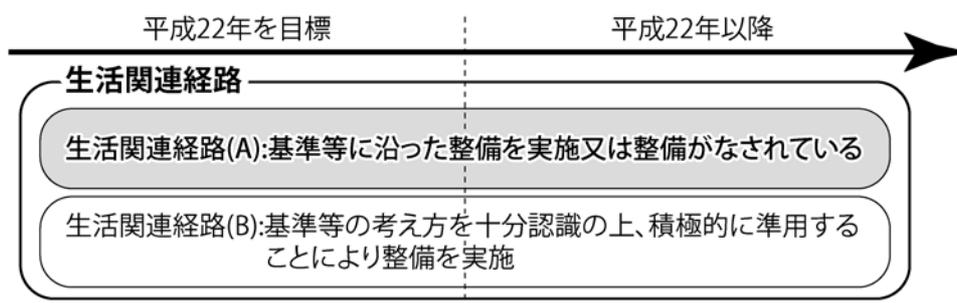
### 【生活関連経路（A）】

- ・ 生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準に沿った整備を実施する経路、または、現時点において横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動等に特に支障のない経路

### 【生活関連経路（B）】

- ・ 生活関連経路のうち、経路の道路機能・役割及び市街化の状況や地形の状況等の制約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

## ■ 生活関連経路の区分と整備目標



### (3) 交通安全施設等のバリアフリー化

- ・ 道路横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。なお、広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮する。また、横断距離が長い場合は、高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮する。さらに、音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するために的確に判断できる音量の調整について検討を行う。
- ・ 歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討する。

### (4) バスのバリアフリー化

- ・ バリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進する。
- ・ バス車両内には、筆談用具を備え、その存在を表示する。
- ・ 高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいバス停留所を整備する。
- ・ 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実を図る。
- ・ ノンステップバスの運行情報について、利用者に対し、インターネット等を活用した情報提供に努める。

### (5) 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化

- ・ すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう道路等敷地の外部から施設内までの移動経路を確保する。
- ・ 施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- ・ 高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため、案内情報の設置に努める。
- ・ 一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置に努める。
- ・ 施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・ 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。

## 6-2. 特定事業及びその他の事業

「特定事業」は、旅客施設等に関する「公共交通特定事業」、道路に関する「道路特定事業」、信号機の設置等に関する「交通安全特定事業」、建築物に関する「建築物特定事業」等に分けられる。また、これらの「特定事業」と合わせて実施すべき事業として「その他の事業」がある。

戸塚駅周辺地区において実施する「公共交通特定事業」「道路特定事業」「交通安全特定事業」「建築物特定事業」「その他の事業」は、69頁以降に示すとおりである。

ここに示した各事業は、戸塚駅周辺地区におけるバリアフリー化のための課題を踏まえ設定したものであり、原則として平成22年を目標に、事業の実施へ向けて取り組むものである。

事業の実施にあたっては、次頁に示したバリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。特に、案内サインの設置については、基本的に「横浜市公共サインガイドライン」に基づき整備する。さらに、本ガイドラインで示されている施設以外で本基本構想において位置づけられた施設に誘導する場合は、その必要性も含め、関係事業者と連携し別途検討することとする。

なお、ここに示した「特定事業」及び「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、戸塚駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、バリアフリー化の推進に努めることとする。

【バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン】

名 称	発行年／発行者
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	平成 18 年 12 月 政令
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	平成 18 年 12 月 国家公安委員会規則
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	平成 19 年 7 月 国土交通省
公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン	平成 19 年 7 月 国土交通省
道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 20 年 2 月 (財) 国土技術研究センター

(1) 公共交通特定事業

① 東日本旅客鉄道株式会社

事業箇所	主な事業内容※1	平成 22 年を 目標に整備	今後機会をとら えて整備を検討	備 考
J R 戸塚駅	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設		○	駅周辺の道路、通路等も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して検討。
	・ 障害者等の利用に適した券売機の設置		○	
	・ 券売機等における点字による案内の改善		○	点字表記について、今後の新たな知見を踏まえ、更新の時期に改善を検討する。
	・ 拡幅改札の設置		○	
	・ 改札外通路の平坦性の確保		○	
	・ 改札口付近の案内サインの改善	○		再開発事業等の進捗に合わせ、内容の更新を検討する。
	・ 職員の教育訓練の充実	○		現在、実施している職員の教育訓練について、新法での対象者の拡充等を見据え、引き続き推進する。

注) 戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業は、平成 21 年度に第 1 交通広場、商業施設、平成 24 年度に公益施設・第 2 交通広場が完成する予定。

② 横浜市交通局

事業箇所	主な事業内容※1	平成 22 年を 目標に整備	今後機会をとら えて整備を検討	備 考
地下鉄戸塚駅	・ 障害者等の利用に適した券売機の設置		○	
	・ 地下鉄と西口方面の段差の解消	○		戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業とあわせて事業を実施する
	・ 職員の教育訓練の充実	○		

注) 戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業は、平成 21 年度に第 1 交通広場、商業施設、平成 24 年度に公益施設・第 2 交通広場が完成する予定。

③ バス事業者（神奈川中央交通株式会社、株式会社横浜神奈交バス、株式会社江ノ電バス横浜）

事業箇所	主な事業内容※1	平成 22 年を 目標に整備	今後機会をとら えて整備を検討	備 考
東口駅前広場 戸塚西口第 2 バスターミ ナル	・ 職員の接客等教育・訓練の充実	○		
第 1 交通広場	・ ノンステップバスの増加		○	

※ 1：公共交通特定事業の実施にあたっては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、および「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の内容を踏まえ、公共交通特定事業計画の検討に努めることとする。

## (2) 道路特定事業

### ① 生活関連経路（A）の整備（横浜市）

事業箇所	主な事業内容	平成 22 年を 目標に整備	今後機会をとら えて整備を検討	備 考
経路 1（東口ペDESTリアンデ ッキ）	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		
	・触知図や音声による案内の改善	○		
経路 2（(都)上永谷戸塚線）	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
	・歩道の舗装の平坦性の確保	○		
経路 3-2（国道 1 号[大踏切～吉 田大橋]：区画整理事 業外区間	・バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準 や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備 基準に沿ったバリアフリー化の整備の実施	○		戸塚駅前地区中央土地区画整理事業と あわせて整備を行う
経路 11（主要地方道横浜伊勢原 線）：長後街道	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開 発事業とあわせて整備を行う
経路 12-2（国道 1 号[(都)柏尾戸 塚線]：西口再開発 事業外区間	・交差点の歩道部の改良	○		今後、都市計画道路の整備とあわせて 再整備を行う
	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
東口駅前広場	・案内サインの改善	○		
戸塚西口第 2 バスターミナル	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
	・横断歩道接続部における歩道と車道の段差改 善	○		

注) 戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業は、平成 21 年度に第 1 交通広場、商業施設、平成 24 年度に公益施設・第 2 交通広場が完成する予定。

また、戸塚駅前地区中央土地区画整理事業は、平成 26 年度に事業完了予定。

② 生活関連経路（B）の整備（横浜市）

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会をとら えて整備を検討	備 考
経路 3-4（国道1号[大踏切～吉 田大橋]）：吉田大橋区間	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
	・歩道の勾配の改善		○	
	・歩道の拡幅		○	
経路 4（戸塚共立第2病院前）	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
経路 5-1（県道大船停車場矢部線） ：東口駅前広場～上倉田交差点 区間	・歩道の舗装の平坦性の確保	○		
	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
	・歩道の勾配の改善		○	
	・歩道上障害物の撤去又は移設		○	
	・案内サインの設置	○		
経路 5-2（県道大船停車場矢部線） ：上倉田交差点南側	・歩道の拡幅		○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会をとら えて整備を検討	備 考
	・案内サインの設置	○		
経路 6 (スポーツセンター前)	・歩行環境の向上	○		歩道の設置が困難なため、カラー舗装等による歩行空間の確保など歩行環境の向上を図る。
	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
経路 7-1 (朝日橋～上倉田ケアプラザ前)：朝日橋付近	・歩道の勾配の改善		○	
	・舗装の修繕	○		
	・歩行環境の向上	○		歩道の設置が困難なため、カラー舗装等による歩行空間の確保など歩行環境の向上を図る。
経路 7-2 (朝日橋～上倉田ケアプラザ前)：フォーラム前	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
	・歩道の舗装の平坦性の確保	○		
	・歩道の勾配の改善	○		
	・雨水排水ますの蓋の改善	○		
	・歩道の拡幅の検討		○	用地の状況を踏まえ、整備の可能性を検討する
経路 7-3 (朝日橋～上倉田ケアプラザ前)：上倉田ケアプラザ前	・歩行環境の向上	○		歩道の設置が困難なため、カラー舗装等による歩行空間の確保など歩行環境の向上を図る。

### (3) 交通安全特定事業

#### ① 神奈川県公安委員会

事業箇所	主な事業内容	平成 22 年を目標に事業を実施	備考
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"><li>・音響式信号機等の設置</li><li>・違法駐車取締りの強化</li><li>・違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進</li><li>・標識・標示の視認性の確保</li><li>・交通規制の実施</li></ul>	○	

### (4) 建築物特定事業について

#### ① 各施設管理者

生活関連施設は、すべての人が安全かつ円滑に当該建築物を利用できるよう、道路等の敷地の外部から施設内までのバリアフリー化された経路を確保する必要がある。本基本構想で位置づけられた生活関連施設の各施設管理者は、道路等の敷地の外部から施設内までのバリアフリー化された経路の確保及び適切な管理に努める必要がある。

(5) その他の事業

① 横浜市（戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業、戸塚駅前地区中央土地区画整理事業）

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会をとら えて整備を検討	備 考
経路 3-1,3 (国道1号[大踏切～吉田大橋]):区画整理事業内 区間 経路 8 ((都)横浜伊勢原線、戸塚駅前線) 経路 9 (区画街路1号線[西口再開発事業]) 経路 10 (区画街路2号線[西口再開発事業]) 経路 12-1 (国道1号[(都)柏尾戸塚線]):西口再開発事業 内区間 経路 13 (第1交通広場上ペDESTリアンデッキ) 経路 14 (第1交通広場～清源院交差点ペDESTリアンデッキ) 経路 15 (中央プロムナード) 経路 16 (西口駅前ペDESTリアンデッキ) 経路 17 (大踏切ペDESTリアンデッキ) 経路 18 (区画街路第1号線[区画整理事業]) 経路 19 (区画街路第3号線[区画整理事業])	・バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化の整備の実施	○		戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業及び戸塚駅前地区中央土地区画整理事業より事業を実施する

第1交通広場	・運行情報等の音声や画像等での案内	○		戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業より事業を実施する 設置主体については、他の情報提供者や民間企業も含めて幅広く検討する
--------	-------------------	---	--	--

注) 戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業は、平成21年度に第1交通広場、商業施設、平成24年度に公益施設・第2交通広場が完成する予定。  
また、戸塚駅前地区中央土地区画整理事業は、平成26年度に事業完了予定。

## ② 横浜市

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会をとら えて整備を検討	備考
東口駅前広場	・運行情報等の音声や画像等での案内		○	設置主体については、他の情報提供者や民間企業も含めて幅広く検討する
	・障害者用の乗降スペースの確保の検討		○	
	・歩行者動線の修正計画の検討		○	
	・エレベーター利用時間の延長の検討	○		平成20年度からの利用時間延長を目標に検討をする
経路20（柏尾川プロムナード） ：朝日橋～戸塚地区センター区間	・バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化の整備の実施		○	河川管理者の協力が必要
経路21（柏尾川プロムナード） ：戸塚地区センター～社会福祉協議会区間		○		
経路22（柏尾川プロムナード） ：[左岸] 吉倉橋～桜橋区間				
経路23（柏尾川プロムナード） ：[右岸] 吉田大橋～吉倉橋区間				

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会をとら えて整備を検討	備 考
重点整備地区全域	・ 放置自転車対策の実施	○		道路管理者、交通管理者、地元関係者等の 協力の下で推進
	・ 自転車の走行マナーの向上に関する広報・ 啓発活動の推進	○		
	・ 地区における案内サイン等整備に関する 全体計画の検討	○		関係事業者と連携して検討をする

③ 地元商店街等

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会をとら えて整備を検討	備 考
重点整備地区全域	・ はみ出し看板・商品の撤去	○		



図6-1 特定事業及びその他の事業



**戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業  
戸塚駅前地区中央土地区画整理事業  
区域内の生活関連経路**

- バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化の整備の実施

**バス事業者（神奈川中央交通、横浜  
神奈交バス、江ノ電バス横浜）**

- 職員の接客等教育・訓練の充実
- ◆ ノンステップバスの増加

**戸塚西口第2バスターミナル**

- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- 横断歩道接続部における歩道と車道の段差改善

**都市計画道路上永谷戸塚線（経路2）**

- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- 歩道の舗装の平坦性の確保

**東口ペDESTリアンデッキ（経路1）**

- 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- 触知図や音声による案内の改善

**主要地方道横浜伊勢原線[長後街道]（経路11）**

- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設

**第1交通広場**

- 運行情報等の音声や画像等での案内

**国道1号[都市計画道路柏尾戸塚線]（経路12-2）**

- 交差点の歩道部の改良
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設

**柏尾川プロムナード[朝日橋～戸塚地区  
センター区間]（経路20）**

- ◆ バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化の整備の実施

- 平成22年を目標に整備する事業
- ◆ 今後機会をとらえて整備を検討する事業

- 戸塚駅東口  
第一種市街地再開発事業区域（施行済）
- 戸塚駅西口第1地区  
第二種市街地再開発事業区域（施行中）
- 戸塚駅前地区中央  
土地区画整理事業区域（施行中）

**生活関連経路（B）の主な整備項目**

- 歩道が設置されていない経路では、カラー舗装等による歩行空間の確保など歩行者環境の向上を図ります
- 視覚障害者誘導用ブロックは、移動等円滑化のために必要な箇所に、利用者の動線を考慮して敷設します
- 歩道の舗装の平坦性を確保します
- 歩行者の障害となる排水溝のグレーチングや溝ふたは網目や穴が小さなものを採用します
- 交差点等において、生活関連施設等の位置や方向等の情報をわかりやすく提供する案内標識を整備します
- 歩道の有効幅員が確保されていない経路では、歩道の拡幅整備について検討を行います
- 歩道の横断勾配を1%（場合によっては2%）以下、縦断勾配を5%（場合によっては8%）以下になるよう道路改良を行います
- 歩道上に障害物がある場合には撤去又は移設します

**国道1号[土地区画整理事業区域外区間]（経路3-2）**

- バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化の整備の実施

**戸塚駅（市営地下鉄）**

- 職員の教育訓練の充実
- 地下鉄と西口方面の段差の解消
- 障害者等の利用に適した券売機の設置

**東口駅前広場**

- 案内サインの改善
- エレベーター利用時間の延長の検討
- 運行情報等の音声や画像等での案内
- 障害者用の乗降スペースの確保の検討
- 歩行者動線の修正計画の検討

**戸塚駅（JR）**

- 改札口付近の案内サインの改善
- 職員の教育訓練の充実
- 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
- 障害者等の利用に適した券売機の設置
- 券売機等における点字による案内の改善
- 拡幅改札の設置
- 改札外通路の平坦性の確保

**生活関連経路（全て）**

- 音響式信号機等の設置
- 違法駐車取締りの強化
- 違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進
- 標識・標示の視認性の確保
- 交通規制の実施

**重点整備地区全域**

- 放置自転車対策の実施
- 自転車の走行マナーの向上に関する広報・啓発活動の推進
- 地区における案内サイン等整備に関する全体計画の検討
- はみ出し看板・商品の撤去

■ 重点整備地区の区域

■ 駅前広場・バスターミナル等

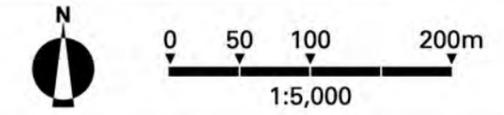
■ 生活関連施設

→ 生活関連経路（A）

→ 生活関連経路（B）

→ バリアフリー化が必要とされる歩行者軸

- 【生活関連経路】**
- 東口ペDESTリアンデッキ
  - (都)上永谷戸塚線
  - 国道1号（大踏切～吉田大橋）
  - 戸塚共立第2病院前
  - 県道大船停車場矢部線（吉倉橋～サンテラス前）
  - スポーツセンター前
  - 朝日橋～上倉田地域ケアプラザ前
  - (都)横浜伊勢原線、戸塚駅前線
  - 区画街路1号線（西口再開発事業）
  - 区画街路2号線（西口再開発事業）
  - 主要地方道横浜伊勢原線（長後街道）
  - 国道1号（(都)柏尾戸塚線）
  - 第1交通広場上ペDESTリアンデッキ
  - 第1交通広場～清源院交差点ペDESTリアンデッキ
  - 中央プロムナード
  - 西口駅前ペDESTリアンデッキ
  - 大踏切ペDESTリアンデッキ
  - 区画街路第3号線（区画整理事業）
  - 柏尾川プロムナード（朝日橋～戸塚地区センター）
  - 柏尾川プロムナード（戸塚地区センター～社会福祉協議会）
  - 柏尾川プロムナード（左岸：吉倉橋～桜橋）
  - 柏尾川プロムナード（右岸：吉田大橋～吉倉橋）
- 注) (都)は都市計画道路の略



### 6-3. 今後検討が必要な事項

戸塚駅周辺地区における移動の円滑化を一層推進していくため、前項で示した特定事業等の実施に合わせ、以下に示す事項について、今後、検討する必要がある。

#### (1) 工事中の歩行者に対するバリアフリー対策について

横浜市では、工事中の歩行者へのバリアフリー対策を進めることが大切であると考え、「工事中の歩行者に対するバリアフリー対策ガイドライン」を作成し、平成17年7月1日から実施している。

このガイドラインは、公共の歩行者空間において、工事中であっても誰もが安全で安心して通行できるように、歩行者へ配慮すべき基本的事項をまとめており、工事関係者が、個々の現場で具体的なイメージを持って、工事中のバリアフリー対策に取り組めるようにすることを目指している。

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業及び戸塚駅前地区中央土地区画整理事業においては、すでに工事が本格化していることから、このガイドラインの趣旨を踏まえ、工事中のバリアフリー対策の充実を図っていくこととしている。

#### (2) 市街地再開発事業及び土地区画整理事業とバリアフリー基本構想に基づく事業の整合について

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業においては、平成24年度の事業完了に向け整備が進められている。また、戸塚駅前地区中央土地区画整理事業においては、平成26年度の事業完了に向け事業計画を変更したところである。

一方で、本基本構想では整備の目標年次を平成22年までとしていることから、両事業区域内における全ての生活関連経路が平成22年までにバリアフリー新法に基づく基準等に沿った整備を完了することは困難である。

しかしながら、地区の生活道路として、重要性が高いことから、なるべく早期でのバリアフリー化の整備を図る必要がある。

### (3) 経路と建築物等間のバリアの調整

経路と建築物等がバリアフリー化されても、経路と建築物等の間に段差などのバリアが存在すれば、利用に困難が伴う。そのため、経路のバリアフリー化にあたっては、また建築物等のバリアフリー化にあたっては、相互に調整を図り、両者の間にバリアが発生しないようにする必要がある。

また、重点整備地区内においては、生活関連施設及び生活関連経路以外の施設や経路についても、両者の間のバリアの排除に努めることが重要である。

### (4) バスセンター前交差点における歩行者動線の考え方について

戸塚駅と長後街道方面を結ぶ経路は、地区の中心的な歩行者動線でありバリアフリー化を進めることが必要な経路でもあることから、生活関連経路（A）に位置づけている。この経路を通行するためには国道1号を横断する必要があり、長後街道と国道1号とが交差するバスセンター前交差点は、歩行者の安全で円滑な移動に配慮しなければならない重要な交差点であるといえる。

現況のバスセンター前交差点は平面横断となっており、歩車分離式信号機により歩行者の安全確保と円滑な自動車交通の処理を図っているが、歩行者からは、信号待ちの時間が長い等の理由から、国道1号を横断する歩行者デッキの設置が望まれている。また、長後街道においては、旧西友戸塚店前と国道1号に高低差があり、勾配がきついなどの課題が指摘されている。

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業の現在の計画ではバスセンター前交差点は平面横断となっているが、バスセンター前交差点部直近に新たに設けられる第1交通広場上には戸塚駅の橋上改札から平坦に連絡するペDESTリアンデッキの整備が計画されている。さらにこのデッキを延長してバスセンター前交差点に国道1号を横断する歩行者デッキが設置されれば、戸塚駅と長後街道方面を結ぶ安全で円滑な動線を確保することができる。

一方、当該交通広場の地下には約3,100台収容の自転車駐車場が計画されており、当該自転車駐車場利用者にとっては国道1号の平面横断が必要と考えられる。

今後、再開発事業において、バスセンター前交差点の改良を行う際には、自転車利用者の利便性にも十分配慮しつつ、バスセンター前交差点の歩行者デッキの設置を含めた歩行者の安全確保と円滑な交通処理について、関係部署により引き続き協議を進める必要がある。

## 7. 基本構想策定後の事業推進にあたって

### (1) 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施

- ・横浜市、事業者、市民は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において「移動等円滑化を進めるにあたっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である」と規定されていることを踏まえ、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動等円滑化を推進するため、交通のバリアフリー化等の事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐車等を自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

### (2) 特定事業の進捗管理及び事業の評価

- ・横浜市は特定事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

### (3) 進捗状況及び事業内容の広報

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

#### (4) 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し

- ・歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。